

令和5年 多賀町議会9月第3回定例会会議録

令和5年9月5日（火） 午前9時25分開会

◎出席議員（12名）

1番	神細工 宗宏 君	7番	菅 森 照雄 君
2番	清 水 登久子 君	8番	富 永 勉 君
3番	近 藤 勇 君	9番	川 添 武史 君
4番	木 下 茂樹 君	10番	山 口 久男 君
5番	川 岸 真喜 君	11番	大 橋 富造 君
6番	竹 内 薫 君	12番	松 居 亘 君

◎欠席議員（0名）

な し

◎説明のために出席した者の職氏名

町 長	久 保 久 良 君	産業環境課長	飯 尾 俊 一 君
副 町 長	小 菅 俊 二 君	地域整備課長	藤 本 一 之 君
会計管理者	岡 田 伊久人 君	学校教育課長	伊 東 瑞 江 君
企画課長	野 村 博 君	教育総務課長	谷 川 嘉 崇 君
総務課長	本 多 正 浩 君	生涯学習課長	竹 田 幸 司 君
税務住民課長	小 菅 俊 二 君	監 査 委 員	寺 西 久 和 君
福祉保健課長	林 優 子 君		

◎議会事務局

事 務 局 長 大 岡 まゆみ 書 記 渡 邊 美 和

◎議事日程

日程第1 会議録署名議員の指名
日程第2 会期の決定（9月5日～29日 25日間）
日程第3 諸般の報告
日程第4 行政報告
日程第5 総務常任委員長報告
日程第6 産業建設常任委員長報告
日程第7 諮問第76号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
日程第8 同意第77号 多賀町教育委員会委員の任命につき同意を求めること

		について
日程第9	報告第78号	令和4年度多賀町の財政の健全化判断比率および資金不足比率の報告について
日程第10	議案第79号	多賀町家庭的保育事業等の設備および運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
日程第11	議案第80号	多賀町特定教育・保育施設および特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
日程第12	議案第81号	多賀町放課後児童健全育成事業の設備および運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
日程第13	議案第82号	調停を成立させることについて
日程第14	議案第83号	令和5年度多賀町一般会計補正予算（第4号）について
日程第15	議案第84号	令和5年度多賀町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について
日程第16	議案第85号	令和5年度多賀町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）について
日程第17	議案第86号	令和5年度多賀町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）について
日程第18	議案第87号	令和5年度多賀町水道事業会計補正予算（第2号）について
日程第19	認定第88号	令和4年度多賀町一般会計歳入歳出決算の認定について
日程第20	認定第89号	令和4年度多賀町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第21	認定第90号	令和4年度多賀町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第22	認定第91号	令和4年度多賀町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第23	認定第92号	令和4年度多賀町育英事業特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第24	認定第93号	令和4年度多賀町多賀財産区管理会特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第25	認定第94号	令和4年度多賀町大滝財産区管理会特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第26	認定第95号	令和4年度多賀町霊仙財産区管理会特別会計歳入歳出

		決算の認定について
日程第27	認定第96号	令和4年度びわ湖東部中核工業団地公共緑地維持管理 特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第28	認定第97号	令和4年度多賀町農業集落排水事業特別会計歳入歳出 決算の認定について
日程第29	認定第98号	多賀町水道事業会計の利益の処分および令和4年度決 算の認定について
日程第30	認定第99号	令和4年度多賀町下水道事業会計決算の認定について
日程第31	請願第4号	現行の健康保険証を残すことを求める請願

(開会 午前 9時25分)

○議長(松居亘君) ただ今から、令和5年9月第3回多賀町議会定例会を開会いたします。

○議長(松居亘君) 本定例会に町長より提出されました案件は、諮問1件、同意案1件、報告案1件、議案9件、認定12件であります。また、議会より提出いたしました案件は、請願1件であります。

なお、本日の議事日程を別紙のとおり定めましたので、ご審議賜りますようよろしくお願いいたします。

(開議 午前 9時25分)

○議長(松居亘君) ただいまの出席議員は全員であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

○議長(松居亘君) 日程第1 「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、

4番 木下茂樹議員 5番 川岸真喜議員

を指名いたします。

○議長(松居亘君) 日程第2 「会期の決定」を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、去る8月29日開催の議会運営委員会において、本日9月5日から29日までの25日間に決定していただいておりますので、そのようにしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長(松居亘君) 異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は本日から29日までの25日間に決定しました。

○議長(松居亘君) 日程第3 「諸般の報告」を行います。

次の6点について報告いたします。

第1点目は、6月21日の本会議において可決いたしました刑事訴訟法の再審規定(再審法)の改正を求める意見書については、国および関係行政庁に提出いたしました。

第2点目は、請願については、お手元に配布しております請願文書表のとおり、請願1件を受理しました。

第3点目は、陳情については、お手元に配布しております陳情文書表のとおり、陳情2件を受理しました。

第4点目は、5月、6月、7月、8月に実施された出納検査、定期監査の結果につい

ては、お手元に配布しておりますとおりの報告がありました。

第5点目は、8月に実施された基金運用審査、決算審査、健全化判断比率等審査の結果については、お手元に配布しておりますとおりの報告がありました。

第6点目は、議員派遣については、お手元に配布しております報告書のとおり、議員派遣を行いました。

これで諸般の報告を終わります。

○議長（松居亘君） 日程第4 「行政報告」を行います。

町長から行政報告の申出がありましたので、これを許します。

久保町長。

〔町長 久保久良君 登壇〕

○町長（久保久良君） 本日、令和5年9月第3回多賀町議会定例会を招集させていただきましたところ、議員の皆様には公私何かとご多用の中、ご出席賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、8月14日、15日のお盆期間には台風7号が襲来し、多賀町におきましても災害対策本部を設置し、警戒体制や避難所の開設など迅速な対応に努めました。消防団をはじめ、各集落におかれましても、役員の皆様や自警団を中心として警戒に当たっていただきました。ありがとうございました。

また、8月25日未明には記録的短時間大雨情報が発令されたことから、警戒に当たりました。大君ヶ畑地先で国道306号線への土砂流出がありましたが、滋賀県とも情報共有しつつ、早期の復旧に努め、翌25日の午前10時半頃には通行可能となったところであります。今後も県や地域の皆さんの協力の下、迅速、適切な対応に努めてまいります。

次に、令和5年度後期高齢者医療保険料の算定におきまして、7月分の保険料に徴収ミスがございました。対象となられた方々17名の方には速やかに謝罪し、過大徴収となった保険料につきましては還付を行いました。今後、このような誤りがないよう、適切な事務執行を徹底し、再発の防止、住民の皆さんの信頼回復に努めてまいります。

さて、本定例会に提出いたしました議案は、令和4年度一般会計および特別会計決算の認定案件12件をはじめ、合わせて24件でございます。いずれも重要な議案でございます。慎重なご審議を頂き、適切なご決議を賜りますようお願いを申し上げます。

それでは、本日提出をいたしました議案のうち、令和4年度一般会計決算の概要および主要施策の実施状況ならびに最近の行政について、ご報告申し上げます。

決算の概要と主要施策についてであります。後ほど会計管理者より決算について説明がございますので、概要のみ申し上げます。

一般会計決算の歳入決算額は63億8,547万円、歳出決算額は56億7,648万

円となり、歳入歳出差引額 7 億 8 9 9 万円となりました。このうち、繰越事業に充てる財源 3 億 7, 7 7 0 万円を除いた実質収支額は 3 億 3, 1 2 9 万円となりました。令和 4 年度におきましては、歳入歳出ともに多賀町として過去最高の決算額になったところがあります。また、町税全体の収納率は 9 9. 4 % とほぼ前年並みの収納率を維持することができ、町民の皆様や企業の皆様の高い納税意識に感謝申し上げるところでございます。

次に、令和 4 年度実施しました主な事業であります。

まず、新型コロナウイルス感染症関連では、ワクチン接種および感染対策事業を継続して実施したほか、住民税非課税世帯や子育て世帯への給付金、農業者物価高騰対策支援、大雪による被災住宅修繕支援など、住民の皆様の暮らしを支える事業に取り組みました。

また、子育てしやすいまちづくりとして、久徳うぐいすこども園や（仮称）結いの森公園整備など、増加する子育て世帯のニーズに合わせ、子どもたちの育ちや居場所づくりに向けた整備を着実に進めました。

多賀スマートインターチェンジの整備につきましては、計画的に事業を進め、本年 4 月 2 9 日、下り線が開通したところであります。

令和 4 年度におきましても、コロナと向き合いながら、一部制限もかけながらではありましたが、第 6 次多賀町総合計画に掲げる「輝く人、自然、歴史・文化で織りなす多賀の未来」の達成に向け、幅広い分野で事業を展開してまいりました。引き続き、健全な財政運営と将来を見据えた施策展開の両輪で行政運営を進めてまいります。

続きまして、最近の行政事情について、ご報告します。

企画課所管では、（仮称）結いの森公園整備を計画どおり進めております。第 1 期造成工事では、給排水・電気設備工事、階段工事などを終え、進捗率は約 5 4 % となっております。第 2 期造園工事では、この 9 月より、せせらぎ水路の工事に着手し、順次、樹木、芝生の植栽を行ってまいります。第 3 期遊具工事につきましては、去る 8 月 2 5 日にプロポーザル審査を終え、株式会社高木造園を選定したところで、現在、契約準備を進めているところであります。本会期中に各工事の詳細を取りまとめ、議員の皆様にご説明させていただきます。

次に、空き家対策についてであります。従来からの地域の住環境を守るための空き家の管理、移住、定住のための空き家の利活用に加えて、空き地、耕作放棄地を含めて、どのように施策を展開していくのかを検討するため、企画課を中心に各課を横断したプロジェクト検討チームを設け、取組を進めてまいります。チームで知恵を絞り、空き家対策、移住、定住対策を講じてまいります。

次に、税務住民課所管であります。マイナンバーカードの交付状況であります。直近のカード所有者数は 5, 8 9 3 人、7 9. 3 % となっております。多賀町におきましては、昨今、国で課題となっております本人の情報と別人の情報がひもづけされている等

のトラブルは発生しておりませんが、今後とも適正な事務手続に努めてまいります。

次に、福祉保健課所管では、新型コロナウイルスワクチンにつきましては、主に65歳以上の方や基礎疾患をお持ちの方を対象とした春接種は6月で終了し、多賀町の接種者数は1,576人、接種率は23.8%で、県下第3位の接種率となっております。秋接種につきましては、10月から11月の2か月間、合計13回接種日を設ける計画で進めております。今後もワクチン接種や情報発信など、住民の健康を守る取組について、適時、適切に実施してまいります。

産業環境課所管では、農業関係では、令和3年度から町の特産物化に向けて取り組んでおりますシャインマスカットが本格的な収穫を迎え、8月26日、商工会主催のコトブキ市にて5軒の農家が初売りを行いました。お客さんの評判も良く、今後も特産物化、生産の安定に向け、取組を強化してまいります。

獣害対策関係では、川相周辺に生息しておりますニホンザルの個体数調整に向け手続を進めております。また、4月から7月の4か月でシカ232頭、イノシシ8頭、ニホンザル6頭を駆除しており、特にシカは直近5か年と比較しますと最も多い駆除数となっております。引き続き、農林業被害の防止に努めてまいります。

商工観光では、観光動向やイベントに対する参加意識がコロナ禍前の状況に戻りつつあることから、先日、多賀大社で開催されました万灯祭におきましても、多くの方々が夏の風物詩を楽しまれ、にぎわいが戻っていると実感しているところであります。10月14日開催予定の多賀ふるさと楽市では、近江鉄道のガチャフェスとの連携を図るとともに、ライトアップ事業神あかりでは、新たに河内の風穴を加えるなど、秋の観光シーズンに合わせ、本町の観光需要の回復、拡大に向け取り組んでまいります。

地域整備課所管では、萱原地区急傾斜地崩壊対策工事については、今年度2年目の施工となり、約14mの落石防護柵を今年度中に完成する予定で進めております。上水道事業では、楢崎集落内において令和3年度から着手しておりました配水管布設替え工事をすべて完了し、管路の安定を図ってきたところであります。

最後に、教育委員会所管であります。まず、学校教育課所管では、8月2日に議員の皆様のご協力を得て、多賀町子ども議会を開催しました。未来を担う子ども議員11名と多賀町の取組について、活発、有意義な質疑を行うことができました。

教育総務課所管では、旧多賀幼稚園園舎の解体および久徳うぐいすこども園の駐車場等の整備につきまして、8月初めから園舎の解体に着手し、10月以降、駐車場、園庭の整備と順次工事を進め、来年1月中旬に完成する予定であります。

生涯学習課では、4年ぶりに多賀町・日置市青少年交流事業を実施しました。7月25日から27日にかけて、日置市にて多賀町の小中学生8名を受け入れていただきました。当初は戸惑いを見せていた両市町の子どもたちでしたが、すぐに打ち解け、楽しく有意義な交流を図ることができました。

図書館では、平和都市宣言のまちとして、8月に多賀町での平和施策の取組を紹介す

るためのコーナーと併せて、戦争と平和に関する本のコーナーの展示も行いました。また、子ども読書活動推進事業として、季節にちなんだ工作や簡単な遊びを取り入れ、乳幼児を対象としたおはなし会等を開催しており、今後も工夫をしながら、子どもたちに読書の楽しさを伝えられるよう取組を進めてまいります。

博物館では、夏休み期間中、小中学生が地域の自然や歴史、文化などに興味関心を持ち、自発的に理解を深められるよう、夏休み自由研究応援講座や犬上川の生き物観察会を開催しました。今後も、単に知識の習得ではなく、実験や観察から「なぜ」と考えさせるような事業を企画し、多賀町の自然や歴史、文化の普及啓発に取り組んでまいります。

以上、9月定例会の開会に当たり、令和4年度決算の概要と行政の近況についてご報告を申し上げます。

なお、本日提案をさせていただきました議案の内容につきましては、時間の関係上、説明を割愛させていただきますが、提案の都度、ご説明を申し上げますので、よろしくご審議賜りますようお願いを申し上げ、開会に当たりましてのご挨拶とさせていただきます。ありがとうございます。

○議長（松居亘君） これで行政報告を終わります。

○議長（松居亘君） 日程第5 「総務常任委員長報告」を行います。

閉会中における継続調査の結果について、報告を求めます。

9番、川添武史総務常任委員長。

〔総務常任委員長 川添武史君 登壇〕

○総務常任委員長（川添武史君） 閉会中の総務常任委員会の報告を行います。

総務常任委員会は、7月10日月曜から12日水曜まで3日間にわたり兄弟都市鹿児島県日置市を訪問し、防災無線設備および子ども食堂など、また、鹿児島市の市立図書館、天文館図書館を視察し、先進地の取り組みについて研修、意見交換を行いましたので、その結果を会議規則により報告をいたします。

最初に、多賀町と比較するために日置市について報告をいたします。日置市は、平成17年5月に伊集院町、東市来町、日吉町、吹上町の4町が合併した自治体であり、面積は253.01km²、人口は4万6,581人、戸数2万2,485世帯で、面積は約2倍、人口は約6.2倍、戸数は10倍、一般会計予算は297億8,100万円で、自主財源は94億5,570万円で約32%であります。

防災無線施設は平成24年度から計画され、25年度から29年度まで5年間で歳出20億6,376万円、財源は合併特例債（充当率95%、元利償還金70%の交付税措置）で16億2,940万円、施設整備基金3億3,000万円、一般財源は1億436万円で整備をされました。

施設の内容は、災害時において固定電話、携帯電話など一般公衆回線が通話規制およ

び通話不能になっても確実に情報伝達できるデジタル同報系で、施工管理者は株式会社パスコ鹿児島支店、施工者は株式会社東芝九州支社、芝浦電子工業株式会社で、市内全域にアンテナ136本を建柱し、屋外スピーカーと公共施設、避難場所等に宅内で聞ける受信機（録音機能つき）101か所、また、戸別の受信機は約2万2,000台を整備されていると聞きました。

放送の内容は一般放送、市役所からのお知らせ、定時放送、朝7時、昼12時、夕刻5時、また音楽放送。緊急放送では、消防庁で運用、整備している全国瞬時警報システム（Jアラート）と接続をされている。また、避難指示など各種防災情報、火災通報など、近隣住居者へのスピーカー放送もされております。

主な質疑では、屋外スピーカーは暴風雨では機能しないのではという問いに対しまして、屋外放送が聞き取りにくい場合は、宅内戸別受信機の録音機能により各家庭で聞き直していただくことができるので、この機能により対応していると回答がありました。

戸数2万2,485戸で、2万2,000台の屋内受信機の設置だが、100%ではないのかという問いに対しまして、全て無料だが、全戸設置は難しい。放送を聞いた人が伝達していただけるようお願いをさせていただきたいということでありました。

多賀町においても、近年の気象状況を見ると、いつ災害が起こるか分からない。近隣市町も建設中、また供用されている自治体も多くあり、防災無線設備の建設は重要課題であります。有線放送の問題もあり、早急な予算立ても必要であると考えます。

また、日置市のこども食堂は、旧4町伊集院地区では、日置市中央公民館、伊集院こどもふれ愛食堂は月1回第4日曜日に弁当の配布200食、高校生までは無料、大人は300円、スタッフは30名で運営をされています。また、東市来地区では、湯田地区公民館で、ゆの庵ダイニングとして月1回最終日曜日、弁当60食、ここは大学生まで無料、大人は100円です。スタッフは17名で対応されています。日吉地区では、日吉町八幡公民館でキッチン八幡、弁当50食、子どもは無料、大人は200円、ここはスタッフは10名です。また、吹上地区では、吹上中央公民館、子ども食堂てんとうむしで月1回第2土曜日、弁当100食、高校生までは無料、大人は300円、スタッフ7名で取り組んでいると聞きました。弁当だけではなく、体操服などのリユース活動、フードドライブ（食料品の無料配布）等も同時に開催されていると説明を受け、質疑を行いました。

主な質疑では、材料費など経費は要すると思うが、行政からの補助金の出資はないのかに対しまして、補助金は出していない。かごしまこども食堂、地域食堂ネットワークから食料品等の提供を受けている。また、スタッフや地元企業などから食料、生活用品などを提供を受けている。また、フードドライブは女性団体連合会とともに活動していると答弁がありました。

多賀町は、ボランティア活動をされている方は保育園、学校など多くの場所で活躍をされています。もう一つ大きくNPO組織をつくるのが不得手なのか、行政でこの面も

後押しが必要と思われる。

新しい感覚の図書館、鹿児島市の市立図書館、天文館図書館は、令和4年4月に市内一の繁華街天文館通りに面した複合ビル、センテラス天文館の4階、5階の2フロアで開館されています。松田館長から施設の内容などを説明を受け、質疑を行いました。

開館時間は朝10時から夜8時まで、休館日も不定期と、複合ビルと合わせて開催されています。広いフロア内には「そだつ」「くらす」「はたらく」「うみだす」とテーマ分けをされている。「そだつ」広場にはベビーカー置場や赤ちゃんのはいはいのできるスペースも併設されており、また、個別の読書スペースもあり、子ども、学生、大人がそれぞれの学びができるように工夫をされています。利用者カードの登録は5年更新で、貸出し、返却、読書席の予約ができるようになっている。また、ステージもあり観客席もあり、普通の図書館ではないようなスペースもあり、軽食も持ち込めるなど、いろいろ工夫していると説明を受けました。

主な質疑では、なぜこの複合ビルに図書館の開設を選んだのかに対しまして、昔からの商業施設がなくなり、人通りが少なくなった。活性化のため再開発ビルを建てるに当たり、その中に人が集まる公共施設ができないかということでできた図書館であると回答がありました。

休館日も不定期、開館時間も朝10時から夜8時まで、スタッフは何人で運営するかの問いに対しまして、基本は無休で、商業施設に合わせている。指定管理者制度でスタッフは全体で25人で運営している。イベント時には1日13人から18人で対応していると答弁がありました。

1日の利用者の数はの問いに対しましては、学生から20代の利用者が多く、平日で1,000人から1,500人、休日は2,000人から2,500人の来館があり、多いときには1日3,000人であると答弁がありました。

また、本の選定は誰が決定しているのかの問いに対しまして、収集方針は鹿児島市全体で決めている。選定委員会は年2回を行っている。選書は指定管理者で行い、選定したものは市で収集方針に合っているか確認後発注していると答弁がありました。

図書館の建設時に大きな改革をされた感じを受けました。成功されれば、他自治体も大いに学ぶことになると思われます。彦根であればビバシティに図書館ができたぐらいの大きな事業であります。

以上で総務常任委員会の閉会中の調査報告を終わります。

○議長（松居亘君） これより質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（松居亘君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

○議長（松居亘君） 日程第6 「産業建設常任委員長報告」を行います。

閉会中における継続調査の結果について、報告を求めます。

10番、山口久男産業建設常任委員長。

〔産業建設常任委員長 山口久男君 登壇〕

○産業建設常任委員長（山口久男君） 閉会中における産業建設常任委員会の活動報告を行います。

多賀町と兄弟都市である鹿児島県日置市において、表敬訪問を兼ねた両常任委員会合同政務調査を行いました。産業建設常任委員会の所管事項について調査報告を行います。

7月10日14時30分より日置市役所において、日置市議会議長、日置市長から歓迎の挨拶を受けた後、日置市の概要について説明を受けました。

日置市は薩摩半島の中西部に位置し、日本3大砂丘の1つ、吹上浜を有し、西に東シナ海に面しています。東は鹿児島市、南は南さつま市、北はいちき串木野市と薩摩川内市にそれぞれ隣接しています。平成17年5月に東市来町、伊集院町、日吉町、吹上町が合併し日置市となりました。面積は先ほど総務常任委員長の方から報告がありましたように253㎢で、令和5年4月1日現在の人口は4万6,581人、世帯数は2万2,485世帯です。妙円寺参りなどの歴史的な伝統行事と薩摩焼や優れた泉質を誇る温泉など、貴重な資源を数多く有しています。日置市市勢ビデオ紹介の後、それぞれ常任委員会研修、意見交換を行いました。

最初に、一般廃棄物と生ごみの処理について、①家庭ごみの減量化について。市民がごみを出すことにストレスを感じないようにすることではないかと思慮している。生ごみ回収事業はいつでも出せる、出し方が簡単であるなど、ストレスフリーなごみ出しが結果として減量化につながっている。

②リサイクルの取組について。不要になった洋服等のリユース事業に着手する話を進めている。市役所の窓口などに回収ボックスなどを設置し、それを回収し、焼却するごみのさらなる削減とCO₂排出抑制を図る。また、今後、使用済み紙おむつのリサイクルにも取り組みたいとの説明がありました。

③生ごみ回収事業についてです。環境と福祉をタイアップすることで、市民に説明した上で高齢者等の支援につながる低予算、低コストで双方が負担の少ない事業ができないかとの発想で事業を開始した。生ごみリサイクル取組世帯は、令和4年度は1万4,319世帯で、生ごみリサイクル取組世帯数が増えたことにより、可燃ごみの搬出量はピーク時より年間2,400tの可燃ごみの削減効果があった。

生ごみリサイクルの流れについて、各家庭に白色の家庭用バケツと水切り用の三角コーナーを配布し、ごみステーション800か所には家庭から出された生ごみ回収用のたるを設置する。各家庭では、生ごみの水切りをした後、ごみステーションに設置したたるに入れ、行政が定期的に回収する流れとなっている。生ごみを24時間いつでも利用できることから、家庭内生ごみを保管しなくても良い。生ごみ回収事業の効果として、燃やせるごみの量が半分以下となり、ごみ袋の使用量が減った。子どもが興味を持ち、家庭での環境学習になっている。また、生ごみ回収事業開始から令和4年度末までに生

ごみを焼却することなくリサイクルした量は6,534 tとなった。

家庭ごみ減量対策についてです。市民がごみを出すことにストレスを感じないのが大切であろうということで進めている。日置市の生ごみ回収事業について、最近視察に来られています。出し方が簡単であること、24時間いつでも出せること。ストレスがかからないため、結果としてごみの減量につながっていると感じている。令和4年度では1,074 tほど堆肥化に回すことができたとの説明がありました。

生ごみ回収事業の取組、協力者への奨励金についての質疑に対し、平成22年度からこの事業に取り組んでいる。最初は50世帯くらいから始めた。今までは特定の日にしか出せなかった生ごみを24時間いつでも出せるということで、住民の皆さんに実感していただけた。それが定着し、今では1万4,000世帯の方に協力いただいている。ストレスなく捨てられるところがここまで続いているのではないかと。奨励金については、最初5年間の予定で、1kg当たり10円で5万円を上限という形で5年間取り組んだ。結果的には2年延ばし、令和3年度までとした。令和4年度からは奨励金はなくした。各自治会に総額で2,680万円ほどお支払いをしていますとの答弁がありました。

次に、獣害対策についてです。日置市としても効果的な対策ではなく、猟友会との連携による捕獲が大半である。令和4年度の捕獲実績や有害鳥獣捕獲業務委託、鳥獣被害対策実践事業について説明がありました。

有害鳥獣の捕獲実績はイノシシ、シカ、アナグマ、タヌキ、カラス、スズメ、ニホンザルなど、令和4年度計画数3,390に対し1,800の捕獲実績となっている。有害鳥獣捕獲業務委託は各地域の猟友会に委託し、委託額は1,990万円余りで捕獲従事者は126名、平均年齢は68歳です。鳥獣被害対策実践事業について、捕獲補助金として741万円余り、わな免許取得補助金として5,000円掛ける5名、2万5,000円との説明がありました。説明の後、質疑を行い、それぞれの取組について意見交換を行いました。

次に、翌7月11日、生ごみ処理・堆肥化施設である丸山喜之助商店を視察しました。現地にて日置市の担当者、丸山喜之助商店の方から説明を受けました。

丸山喜之助商店は一般廃棄物収集運搬業、一般廃棄物中間処理、災害廃棄物中間処理、食品リサイクル事業、紙、鉄、空き缶、空き瓶、廃プラスチック原料等の選別・中間処理、リサイクル施設の運営などの事業内容とする会社であります。

食品リサイクル事業について、日々排出される食品ロスや生ごみを独自のシステムで高品質に堆肥化し、その堆肥を利用するものです。日置市と連携し、生ごみ再生堆肥を使って花、野菜のための良い土を作る、いわゆる、よかんどシステムについての説明がありました。一般家庭から出た生ごみや食品ロスを回収し、工場で堆肥化し、有機肥料として販売をする。契約農家でよかんどを混ぜた野菜を栽培する仕組みである。年間350 tのCO₂排出削減を達成している。よかんどは1袋10kg当たり300円で販売をしているということでありました。

また、鹿児島県内の12市町村の廃棄物リサイクル事業の受託を行い、収集処理や市民への分別指導をサポートされています。

説明の後、現地にて質疑と意見交換を行いました。

質疑の主なものを申し上げます。

使用済み天ぷら油（廃食油）の回収についての質疑に対し、家庭から出ている油は回収している。ペットボトルに入れて、たるの横に置く。それを回収車のポケットに入れて廃油だけを回収する。家庭から出るごみはたんぱく源が少ない。微生物に良いと言われているたんぱく源が少ないと発酵の速度が遅くなるので、その添加剤として廃食油を攪拌するときに入れる。添加剤として発酵を促している。油もしっかり分解をしてくれる。有機JASの登録に沿った成分で安定しているとの答弁がありました。

また、生ごみの回収に関する質疑について、生ごみの回収は1週間に2回です。各家庭に置いている小さなバケツであるが、それを皆さんがたるに持って行く。24時間いつでも良い。結果、家庭には生ごみはない。1たるで20世帯分ぐらい。約800か所に設置をしているとの答弁がありました。

固形燃料の販売先についての質疑に対し、RDFよりRPFの方が選別工程が多いため、燃料として付加価値も上がる。RPFは石炭と同等の燃焼カロリーであり、有害ガスを出さない。排煙設備にお金がかからないため製紙工場、木材加工の熱源で需要がある。汎用性が高く、石炭価格が高いため、RPF固形燃料の需要も多く、もっと作ってほしいと言われているとの答弁がありました。

そのほか、太陽光発電のリサイクル工場の視察を行いました。

次に、日吉地区にある空き家をリフォームしたお試し住宅を視察しました。「赤いえんとつの家」として施設を運営するNPO法人かごしま夢未来の東条氏から説明を受けました。多目的スペースやイベント事業、販売スペースに仕上げるため、市民とともにDIYリフォーム技術講座を行っている。ひおきとプロジェクトの実証事業として、5年間の定期借家をして運用しているとのことでした。

次に、日置市の廃校をリニューアルしたワーク、イベント、カフェなどの複合施設を視察しました。2020年度に閉校となった小学校を改修し、ワーク&コミュニティ施設としてオープンしました。ワークスペース、フリースペース、キッチンスペース、クラフトスペースなどがあり、個人利用から企業入居まで県内外を問わず利用できる複合施設となっています。ふるさと納税業務支援事業、ウェブ制作支援事業、地方創生関連事業、商品開発事業を行う会社が入居されていました。

質疑の主なものを申し上げます。

補助金はどのくらいかとの質疑に対し、補助金は50%で、国の補助金は2,500万円で、県の補助金はない。日置市はコロナ交付金を活用し改修工事を行ったとの答弁がありました。

他の廃校となった校舎の活用はどのようにされているかとの質疑に対し、地区公民館

として使っているところがあるとの答弁がありました。

ごみの減量化の取組、ごみの回収処理（堆肥化）、生ごみリサイクル、日置市プロジェクト、空き家対策、廃校を利用した取組、獣害対策などの課題について視察研修を行いました。多賀町とも共通する課題があり、参考にする点が多々ありました。視察を受け入れていただいた日置市の関係者の皆さんにお礼を申し上げ、産業建設常任委員会の政務調査報告といたします。

○議長（松居亘君） これより質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（松居亘君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

○議長（松居亘君） 日程第7 「諮問第76号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」を議題とします。

本案について、提案者の説明を求めます。

久保町長。

〔町長 久保久良君 登壇〕

○町長（久保久良君） 「諮問第76号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」、ご説明申し上げます。

人権擁護委員は、人権擁護委員法第6条第1項の規定に基づき、法務大臣が委嘱することとされており、その委嘱に当たっては、当該市町村の議会の選挙権を有する住民で、人格識見が高く、広く社会の実情に通じ、人権擁護について理解のある者の中から議会の意見を聞いて町長が推薦することとなっております。本案の推薦でございますが、現在、人権擁護委員としてご尽力いただいております小菅法雄氏の任期が令和5年12月31日をもって満了することとなります。これまでの同氏の人権擁護、人権推進に関する業績は高く評価されるもので、引き続き適任と考えますので、同法第6条第3項の規定により議会のご意見を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（松居亘君） これより質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（松居亘君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（松居亘君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより採決を行います。

「諮問第76号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」は、適任とすることに賛成の方はご起立願います。

〔起立全員〕

○議長（松居亘君） 起立全員であります。よって、諮問第76号は適任とすることに決

定しました。

川岸議員。

○5番（川岸真喜君） 本日、教育長、病気で不在ということで、回復をお祈りするばかりなんですけども、今日、同意案件1件と議案4件が教育関係、1件は総務付託なんですけども、即決の議案が複数あって、教育長おられないということで、こういう状態は会議規則上、決議が有効なのか無効なのか。質問がなければそれで、答弁は違う方がされたらいいのかなと思うんですけど、教育長がいない場合でも成り立つのか、審議というか。それで、明日以降の一般質問とか決算委員会、それから予算特、総務委員会、最終日、これ、どうされていくのか。そこを議案に入る前にお聞きしたいと思ひまして、質問をさせていただきました。

○議長（松居亘君） 暫時休憩いたします。議場の時計で10時半といたします。

（午前10時15分 休憩）

（午前10時37分 再開）

○議長（松居亘君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

ただいま5番、川岸真喜議員より質疑がございましたが、これに関しましては、議会運営上、質疑を受け入れられませんので、一旦、却下させていただきます。

〔「議長、動議」の声あり〕

○議長（松居亘君） 川岸真喜議員。

○5番（川岸真喜君） 本日、山中教育長が病気で欠席されているということで、ご回復をお祈りするところですが、この議場におきまして教育関係の議案が複数あります。教育長不在の中、審議をして、この決議を得るということは会議規則上、有効であるのか無効であるのか。その辺りを、有効か無効かについて回答を求めたいと思ひます。

〔「川岸議員の質問に対して賛成」の声あり〕

○議長（松居亘君） ただいま、動議に賛成がございました。ただいまの質問について、お答えいたします。

会議規則に照らし合わせてみまして、山中教育長の欠席届につきましては、正式に本人より出ております。これにつきましては受理しておりますので、有効でございます。

また、本日、議題運営上、照らし合わせまして、各議題につきまして、その質問等につきまして、その対応につきましては、学校教育課長、教育総務課長も出席されておりますので、議会場で答えることができる、可能であると判断いたしましたので、現在、教育長欠席のまま、代理を置かずに本日の議会については運営したいと思ひます。

以上でございます。よろしいですか。

○5番（川岸真喜君） 以上です。

○議長（松居亘君） それでは、日程第8 「同意第77号 多賀町教育委員会委員の任

命につき同意を求めることについて」を議題といたします。

本案について、提案者の説明を求めます。

久保町長。

〔町長 久保久良君 登壇〕

○町長（久保久良君） 「同意第77号 多賀町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて」、ご説明申し上げます。

令和元年10月1日から教育委員としてご尽力いただいております丸尾恭子氏は、本年9月30日をもって任期が満了となります。教育委員として、情熱を持って就学前教育をはじめとした学校教育、社会教育に貴重なご意見を頂いております。今後も、子育てや環境などの分野における豊富な知識と経験を生かし、大所高所から引き続き適切な助言、提言を頂けるものと思っております。

以上のことから、丸尾恭子氏を教育委員として適任者と考えますので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定に基づきご提案申し上げますので、同意を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（松居亘君） これより質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（松居亘君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（松居亘君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより採決を行います。

「同意第77号 多賀町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて」は、同意することに賛成の方はご起立願います。

〔起立全員〕

○議長（松居亘君） 起立全員であります。よって、同意第77号は同意することに決定しました。

○議長（松居亘君） 日程第9 「報告第78号 令和4年度多賀町の財政の健全化判断比率および資金不足比率の報告について」を議題といたします。

本案について、提案者の説明を求めます。

本多総務課長。

〔総務課長 本多正浩君 登壇〕

○総務課長（本多正浩君） 「報告第78号 令和4年度多賀町の財政の健全化判断比率および資金不足比率の報告について」、ご説明申し上げます。

本件につきましては、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づき、毎年、決算ごとに算定し、監査委員の審査に付した上、議会に報告し公表しなければならないと

されております。8月21日、監査委員の審査に付しましたところ、その審査が終了し、意見書が提出されましたので、議会に報告をするものでございます。

まず、実質赤字比率、連結実質赤字比率につきましては、多賀町における一般会計、特別会計、全ての会計におきまして収支が黒字となっておりますので、赤字比率はなく、数値には表れておりません。

次に、実質公債費比率でございますが、前年度から0.2ポイント減少し7.1%となりました。数値につきましては、早期健全化基準の25%を下回っておりますので、健全財政の範囲内となっております。

次に、将来負担比率につきましては31.6%と前年度より9.3ポイント増加しましたが、これは久徳うぐいすこども園の整備に当たり、財政調整基金から4億648万円を繰り入れたことにより基金残高が減少しましたことが要因でございます。数値につきましては、早期健全化基準350%を下回る水準となっておりますので、健全財政の範囲内となっております。

次に、資金不足比率につきましては、水道、下水道、農業集落排水事業、いずれの会計におきましても資金不足額がなく、数値には表れておりません。

令和4年度の決算による算定におきましては、健全財政を維持できており、今後におきましても、財政指標の数値に留意しつつ健全財政を堅持してまいりたいと考えております。

以上、報告に代えさせていただきます。

○議長（松居亘君） これより質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（松居亘君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

「報告第78号 令和4年度多賀町の財政の健全化判断比率および資金不足比率の報告について」の報告を終わります。

○議長（松居亘君） 日程第10 「議案第79号 多賀町家庭的保育事業等の設備および運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

谷川教育総務課長。

〔教育総務課長 谷川嘉崇君 登壇〕

○教育総務課長（谷川嘉崇君） 「議案第79号 多賀町家庭的保育事業等の設備および運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について」、ご説明申し上げます。

本条例は、こども家庭庁設置法等の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令の施行に伴い、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準が改正され、保育所保育指針の制定権限が厚生労働大臣から内閣総理大臣に移行したため、所要の改正を行うものです。

議案書の4ページをお願いいたします。

第25条におきまして、「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改正するもので、付則につきましては、公布の日から施行するものでございます。

以上、多賀町家庭的保育事業等の設備および運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についての説明とさせていただきます。ご審議賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（松居亘君） これより質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（松居亘君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（松居亘君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより採決を行います。

「議案第79号 多賀町家庭的保育事業等の設備および運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について」は、原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔起立全員〕

○議長（松居亘君） 起立全員であります。よって、議案第79号は原案のとおり可決されました。

○議長（松居亘君） 日程第11 「議案第80号 多賀町特定教育・保育施設および特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

谷川教育総務課長。

〔教育総務課長 谷川嘉崇君 登壇〕

○教育総務課長（谷川嘉崇君） 「議案第80号 多賀町特定教育・保育施設および特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について」、ご説明申し上げます。

本条例は、こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法令が整備され、子ども・子育て支援法等の一部が改正されたこと、また、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準等が改正されたことに伴い、所要の改正を行うものでございます。

議案書5ページ、6ページをお願いいたします。

第4条につきましては、子ども・子育て支援法第19条第2項が削られ、同条が1項のみとなることから、同条を引用している規定中、「第19条第1項」を「第19条」にする等、条例を改めるものです。

以下、第6条から第8条まで、第13条等につきましても同様でございます。

第15条および第44条につきましては、こども家庭庁設置法の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令の施行により、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の所管がこども家庭庁へ移管され、規定中の担当大臣について、厚生労働大臣が内閣総理大臣に改められたため、引用する条文箇所を改正を行うものでございます。

付則につきましては、公布の日から施行するものでございます。

以上、多賀町特定教育・保育施設および特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についての説明とさせていただきます。ご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（松居亘君） これより質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（松居亘君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（松居亘君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより採決を行います。

「議案第80号 多賀町特定教育・保育施設および特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について」は、原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔起立全員〕

○議長（松居亘君） 起立全員であります。よって、議案第80号は原案のとおり可決されました。

○議長（松居亘君） 日程第12 「議案第81号 多賀町放課後児童健全育成事業の設備および運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

谷川教育総務課長。

〔教育総務課長 谷川嘉崇君 登壇〕

○教育総務課長（谷川嘉崇君） 「議案第81号 多賀町放課後児童健全育成事業の設備および運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について」、ご説明申し上げます。

本条例は、令和5年4月12日付で国の放課後児童健全育成事業の内容について定める通知が改正され、放課後児童支援員とみなすことができる認定資格研修修了予定者の内容が変更されたため、関係条文の改正を行うものです。

議案書の7ページをお願いいたします。

本条例の第10条第3項では、放課後児童支援員は知事等が行う研修を修了した者でなければならないと規定されており、付則第2条において、経過措置として、この条例の施行の日から令和3年3月31日までの間は研修修了予定者を含むとしておりましたが、今回の改正通知によりまして範囲が拡大され、その期間を当分の間とし、また、その者の研修計画を定めた上で、放課後児童支援員としての業務に従事することとなった日から2年以内に当該研修を受ける場合には、研修修了者とみなすことができるよう改正するものでございます。

付則につきましては、公布の日から施行するものでございます。

以上、多賀町放課後児童健全育成事業の設備および運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についての説明とさせていただきます。ご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（松居亘君） これより質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（松居亘君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第81号については、会議規則第39条第1項の規定により、総務常任委員会に付託して審査したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松居亘君） 異議なしと認めます。

よって、議案第81号は総務常任委員会に付託することに決定しました。

○議長（松居亘君） 日程第13 「議案第82号 調停を成立させることについて」を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

藤本地域整備課長。

〔地域整備課長 藤本一之君 登壇〕

○地域整備課長（藤本一之君） 「議案第82号 調停を成立させることについて」のご説明を申し上げます。

議案書8ページをお願いいたします。

事件名、彦根簡易裁判所、令和5年（ノ）第11号、住民関係調整調停申立事件におきまして、申立人の多賀町と議案書記載の相手方との間で協定を行ってまいりましたが、別紙、調停条項案により相手方との協議が整いましたので、調停を成立させることについて、地方自治法第96条第1項第12号の規定により、議会の議決をお願いするものでございます。

以上、説明とさせていただきますので、ご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（松居亘君） これより質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（松居亘君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（松居亘君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより採決を行います。

「議案第82号 調停を成立させることについて」は、原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔起立全員〕

○議長（松居亘君） 起立全員であります。よって、議案第82号は原案のとおり可決されました。

○議長（松居亘君） 日程第14 「議案第83号 令和5年度多賀町一般会計補正予算（第4号）について」を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

小菅副町長。

〔副町長 小菅俊二君 登壇〕

○副町長（小菅俊二君） 「議案第83号 令和5年度多賀町一般会計補正予算（第4号）」につきまして、ご説明申し上げます。

今回お願いをいたします補正予算は、新たな行政需要や各所管において当初予算あるいは事業計画を調整したもので、15ページ、第1条に記載のとおり既定の歳入歳出予算の総額に5,993万3,000円を増額して、結果、歳入歳出予算の総額はそれぞれ51億8,454万3,000円となります。

また、第2条地方債の補正につきましては、19ページ第2表地方債補正で、起債借入限度額を変更しておりまして、臨時財政対策債の額が確定しましたので、当初予算で見込んでおりました額から658万7,000円を減額し、本年度3,341万3,000円を借入限度額として変更するものでございます。

それでは、内容につきまして、22ページからの事項別明細書の歳入からご説明申し上げます。少額のもの省略させていただきます。

23款地方特例交付金は、国の政策によって生じた地方税の減収額の補てんが、当初予算より交付決定額が下回りましたので118万9,000円を減額しております。

25款の地方交付税につきましても、本年度普通交付税の交付額が確定し12億4,480万円となりましたので当初予算額との差額7,180万円を追加計上し予算額を調整しているものでございます。

55款の県支出金でございますが、高齢者住宅の小規模改造助成事業3件分の補助金やJAの多賀そば部会が管理運営をしておりますそばコンバインの更新事業での348

万5,000円を受入れなど、総額397万7,000円の計上であります。

70款繰入金では、額が確定しました普通交付税額を原資に財政調整基金からの繰入額3,148万5,000円の戻入れを行っております。令和5年度におきましても、一般財源不足額を財調からの繰入れをすることなく財源調整ができたこととなります。

75款の繰越金2,032万8,000円につきましては、今回の補正に要します財源として充当しているものでございます。

80款諸収入では、消防団員2名の退職に伴う報償費を公務災害補償等共済基金から受け入れるものや、落雷による高取山ふれあい公園の火災報知器等の破損による保険金などで総額290万円を計上しております。

次のページ、85款の町債につきましては、先ほどの第2表のとおり、臨時財政対策債658万7,000円の減額であります。

続きまして、歳出についてご説明申し上げたいと思います。

25ページからでございます。

10款総務費のところでは、職員の退職や定期異動によります人件費の調整や、電子計算費のところでは、本年度のパソコンの更新費用が、町村会での一括入札の結果、当初予算に比して増額したため追加計上を行うなどで、総務費総額としては362万9,000円の追加計上でございます。

次に、15款民生費ですが、シルバー人材センターの事務所の建設に向けての測量設計費や学童保育の送迎の安全性や児童の増加などによる備品購入など環境整備に125万9,000円を計上するなど、民生費総額では815万2,000円の増額をお願いするものでございます。

20款の衛生費につきましては、職員人件費の調整や、次のページ、環境衛生費のところ、秋の粗大ごみの収集費用として1,026万4,000円を計上してございまして、衛生費総額としましては1,611万8,000円の追加でございます。

次に、25款の農林水産業費であります。農業機械の購入補助は認定農業者2名分への追加補助として400万円をお願いし、またそばコンバインの購入補助に、県よりの348万5,000円と町補助金200万円を合わせてJAそば部会への補助でございます。

また林業費では、職員人件費の調整や、次のページで高取山ふれあい公園の火災報知器等の交換や駐車場区画線の引き直し工事などで104万3,000円をお願いしております。農林水産業費としましては2,004万円を計上しております。

30款の商工費であります。住宅リフォーム事業の要望が多く、5件分の追加補助として100万円を計上しています。

35款の土木費でございます。各集落からの要望に応えるための道路補修工事に102万2,000円を追加計上したものでございます。

40款消防費は、消防団員2名の退職報償金で歳入と同額の164万3,000円を

計上しています。

次の４５款教育費では、小学校費では、エアコンの修繕費や更新費用と、多賀小学校では放送室の放送設備の更新費用、また、来年度児童数の増加で１教室増設に対応するため、学習機をはじめ教育備品の購入費３０９万２、０００円をお願いしております。

次のページ、２５項の社会教育費では、胡宮神社神饌所の修復事業で文化庁より事業費補助金の追加があったことを受けて、町補助金につきましても補助率に合わせて追加をお願いするものでございます。海洋センター費では、事務所の経年劣化によるエアコンの更新費用でございます。これら教育費総額では８１９万２、０００円の追加補正をお願いしております。

以上、提案説明とさせていただきますので、よろしくご審議をお願い申し上げます。

○議長（松居亘君） これより質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（松居亘君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第８３号については、議長を除く１１人の委員で構成する予算特別委員会を設置し、これに付託して審査したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松居亘君） 異議なしと認めます。

よって、議案第８３号は、１１人の委員で構成する予算特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定しました。

お諮りします。ただいま設置されました予算特別委員会の委員の選任については、委員会条例第７条第４項の規定により、お手元の名簿のとおり指名したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松居亘君） 異議なしと認めます。

よって、予算特別委員会の委員はお手元の名簿のとおり選任することに決定しました。暫時休憩いたします。

この間に、予算特別委員会において、委員会条例第８条第２項の規定により、委員長および副委員長の互選をお願いいたします。なお、その結果を議長まで報告願います。

再開は議場の時計で１１時２０分といたします。

（午前１１時０８分 休憩）

（午前１１時１９分 再開）

○議長（松居亘君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

ただいま、予算特別委員会の委員長および副委員長の報告がありましたので、発表いたします。

委員長に９番、川添武史議員、副委員長に１０番、山口久男議員が選出されました。

なお、予算特別委員会は、別紙の日程表により審査いただき、その経過と結果を議長まで報告願います。

○議長（松居亘君） 日程第15 「議案第84号 令和5年度多賀町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について」を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

小菅税務住民課長。

〔税務住民課長 小菅俊二君 登壇〕

○税務住民課長（小菅俊二君） 「議案第84号 令和5年度多賀町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）」につきまして、ご説明申し上げます。

議案書の33ページをお願いします。

今回お願いします補正は、令和4年度保険給付費額および保険者努力支援交付金事業費分精算額の確定に伴う県支出金返還金、国民健康保険産前産後保険料免除制度の創設に伴うシステム改修を行うため、補正するものでございます。第1条に記載のとおり、既定の歳入歳出の予算の総額に歳入歳出それぞれ1,021万2,000円を追加し、歳入歳出それぞれ9億928万1,000円とするものでございます。

議案書の38ページ、歳入についてご説明申し上げます。

25款5項10目の保険給付費等交付金は、システム改修に係る財政支援として100万円を受け入れるものでございます。

45款5項10目のその他繰越金は、前年度概算払いにより交付されていた保険者努力支援交付金事業費分を返還するため165万4,000円を計上するものでございます。

50款15項5目の連合会納付金は、前年度概算払いにより交付されていた保険給付費等交付金を返還するため755万8,000円を計上するものでございます。

議案書の39ページ、歳出についてご説明申し上げます。

5款5項5目の一般管理費は、システム改修委託料として100万円を追加するものでございます。これは、令和6年1月に施行予定の国民健康保険産前産後保険料免除制度の対象となる産前産後期間の保険料軽減措置に伴うシステム改修でございます。

35款5項5目の償還金921万2,000円は、令和4年度保険給付費額および保険者努力支援交付金事業費分精算額が確定し、その精算として滋賀県に返還を行うものでございます。

説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（松居亘君） これより質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（松居亘君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（松居亘君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより採決を行います。

「議案第84号 令和5年度多賀町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について」は、原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔起立全員〕

○議長（松居亘君） 起立全員であります。よって、議案第84号は原案のとおり可決されました。

○議長（松居亘君） 日程第16 「議案第85号 令和5年度多賀町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）について」を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

林福祉保健課長。

〔福祉保健課長 林優子君 登壇〕

○福祉保健課長（林優子君） 「議案第85号 令和5年度多賀町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）について」、ご説明申し上げます。

議案書の41ページをお願いいたします。

今回の補正は、第1条のとおり、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,672万2,000円を追加し、歳入歳出それぞれ8億9,032万8,000円とするものでございます。

今回の補正予算の内容は、令和4年度介護給付費等の収支確定による過年度返還金について補正をお願いするものでございます。

それでは、事項別明細書により、議案書46ページ、歳入からご説明させていただきます。

45款繰越金につきまして、介護保険特別会計事業の収支の確定により、国や県などへの返還金として前年度繰越金より2,672万2,000円を財源充当させるものでございます。

続きまして、歳出の説明に移らせていただきます。

25款諸支出金、5目の償還金につきましては、令和4年度介護給付費等の収支確定に伴いまして、前年度の超過受入れ分を精算し、国庫支出金1,378万8,000円、県支出金1,153万8,000円、支払基金に139万6,000円、合わせて2,672万2,000円を返還金として支出するものでございます。

以上、説明とさせていただきます。よろしくご審議いただきますようお願い申し上げます。

○議長（松居亘君） これより質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（松居亘君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（松居亘君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより採決を行います。

「議案第85号 令和5年度多賀町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）について」は、原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔起立全員〕

○議長（松居亘君） 起立全員であります。よって、議案第85号は原案のとおり可決されました。

○議長（松居亘君） 日程第17 「議案第86号 令和5年度多賀町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）について」を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

小菅税務住民課長。

〔税務住民課長 小菅俊二君 登壇〕

○税務住民課長（小菅俊二君） 「議案第86号 令和5年度多賀町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）」につきまして、ご説明申し上げます。

議案書の49ページをお願いいたします。

今回お願いします補正は、職員手当等が不足することが見込まれるため、補正するものでございます。第1条に記載のとおり、既定の歳入歳出の予算の総額に歳入歳出それぞれ50万円を追加し、歳入歳出それぞれ1億2,117万2,000円とするものでございます。

議案書の54ページ、歳入についてご説明申し上げます。

15款5項5目の事務費繰入金は、人件費繰入金として50万円を受け入れるものです。

議案書の55ページ、歳出についてご説明申し上げます。

5款5項5目の一般管理費は、業務多忙につき職員の時間外手当が不足することが見込まれるため、50万円を計上するものでございます。

説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（松居亘君） これより質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（松居亘君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（松居亘君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより採決を行います。

「議案第86号 令和5年度多賀町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）について」は、原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔起立全員〕

○議長（松居亘君） 起立全員であります。よって、議案第86号は原案のとおり可決されました。

○議長（松居亘君） 日程第18 「議案第87号 令和5年度多賀町水道事業会計補正予算（第2号）について」を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

藤本地域整備課長。

〔地域整備課長 藤本一之君 登壇〕

○地域整備課長（藤本一之君） 「議案第87号 令和5年度多賀町水道事業会計補正予算（第2号）について」、ご説明を申し上げます。

議案書57ページをお願いいたします。

今回の補正予算は、今年度の人事異動に伴う人件費の補正と配水管の漏水修繕工事に伴い、配水管の一部を布設替える必要が生じたことによる工事請負費のほか、滋賀県湖東土木事務所が施工する工事により2か所において配水管の移設が必要となりましたので、それらに伴う予算の補正をお願いするものでございます。

第2条記載の収益的支出の補正につきまして、第1款第1項営業費用を1,161万8,000円減額し、収益的支出総額を3億2,124万7,000円といたします。

議案書58ページをお願いいたします。

第3条記載の資本的収入および支出の補正につきまして、収入では、第1款第1項工事負担金を2,000万円増額し、資本的収入総額を7,000万円といたします。支出では、第1款第1項建設改良費を3,100万円増額し、資本的支出総額を2億4,638万4,000円とするもので、資本的支出に対する不足額1億7,638万4,000円は、消費税および地方消費税、資本的収支調整額ならびに損益勘定留保資金で補てんするものでございます。

それでは、補正予算説明書にてご説明を申し上げます。議案書は61ページをお願いいたします。

収益的支出では、第1款1項4目総係費において、今年度の人事異動により給与、手当等が減額となりましたので、当初予算に対し1,161万8,000円の減とするものでございます。

議案書62ページをお願いいたします。

資本的収入では、第1款1項1目工事負担金において、多賀スマートインターチェンジ上り線のアクセス道路整備のうち、県道佐目敏満寺線の付け替え工事によりまして配

水管の移設が必要となり、県からの移設補償負担金2,000万円を増額するものでございます。

資本的支出では、第1款1項1目水道改良費におきまして、今ほどご説明いたしました配水管の移設に伴う設計業務委託料および工事請負費となります。さらに、委託料におきましては、国道306号の歩道設置事業に伴い、四手川に仮設しております配水管の水管橋が移設となったため、同時に中央公民館までの布設替えとして詳細設計を行い、工事請負費では、今年度4月に発生いたしました国道306号大字中川原地先での配水管の漏水修繕工事におきまして、接続する管が石綿管であったことから同時に布設替えを行うもので、今年度における入札差金等による執行残との差引額として2,400万円を増額するものでございます。

以上、説明とさせていただきますので、ご審議賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（松居亘君） これより質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（松居亘君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（松居亘君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより採決を行います。

「議案第87号 令和5年度多賀町水道事業会計補正予算（第2号）について」は、原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔起立全員〕

○議長（松居亘君） 起立全員であります。よって、議案第87号は原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。

再開は議場の時計で午後1時といたします。

（午前11時37分 休憩）

（午後 0時53分 再開）

○議長（松居亘君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第19 「認定第88号 令和4年度多賀町一般会計歳入歳出決算の認定について」から日程第28 「認定第97号 令和4年度多賀町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について」までの10の認定案を一括議題とします。

まず初めに、代表監査委員寺西久和氏より決算審査の結果の報告を求めます。

寺西監査委員。

〔監査委員 寺西久和君 登壇〕

○監査委員（寺西久和君） 令和４年度一般会計および水道事業、下水道事業を除く特別会計歳入歳出の決算を審査しました結果について、ご報告申し上げます。

８月７日、８日および９日の３日間にわたり、竹内監査委員とともに、地方自治法第２３３条第２項の規定により審査に付された令和４年度の一般会計、各特別会計の歳入歳出決算について監査を実施しました。

令和４年度の各会計歳入歳出決算書、同事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書および各基金の運用状況を示す書類について、関係法令に準拠して作成されているかどうかを確かめ、これらの計数の正確性を検証するため、関係諸帳簿その他証拠書類と照合等、通常実施すべき審査手続を実施するとともに、定期監査および例月現金出納検査等の結果ならびに主要施策の成果に関する調書を参考にしながら、審査を実施しました。

審査の結果、各会計調書は関係法令に準拠して作成されており、その計数等に誤りはないものと認められ、予算の執行および関連する事務の処理は適正に行われていました。

なお、審査結果につきましては、町長宛決算審査意見書を提出しております。

それでは、一般会計の決算収支における実質収支額は３億３，１２９万円の黒字決算となりました。

歳入につきましては、総予算額に対する収入率は９６．１％、調定額に対する収入率は９９．８％となり、財源確保に努力され、町税収等の収納率は県下で高位にあります。しかし、収入未済額が１，０９６万円あり、前年度より約７２万円減額しておりますが、税負担の公平性の観点から、収納率の向上、収入未済額の減少に、より一層、積極的な取組に努められることを願うものであります。

一方、歳出につきましては、総予算に対し８５．４％の執行率となっております。財源確保と経常経費の節減に努められ事務事業を執行されてはいますが、一部の事業においてはコロナ禍の影響も一因とはいえ、多額の不用額があり、精査の上、予算の適正額の確保と適時的確な見直しにより、不用額の縮減を望むところであります。

財政構造につきまして分析しますと、歳入の構造として、町民税収入が増収し、財政調整基金からの繰入れ等により、自主財源は４７．４％と前年度に比べ５．４ポイントの増加となったところであります。歳出の構成として、消費的行政経費は、主なものとして、補助費の臨時特別給付金の減少により、前年度より２，０６８万円の減となっております。

投資的経費は、主なものとして、普通建設事業費のうちの認定こども園整備事業費の増加により、前年度より４億８，５５９万円増額となっております。

財務分析による指標を見てみますと、財政経営の財政力を示した財政力指数は０．５９％と、前年度より０．０５ポイント低くなりました。

財政構造の弾力性を示す経常収支比率は、前年度より０．５ポイント低く８３．３％となりましたが、依然として財政が硬直化しております。

次に、地方債残高は、一般会計および農業集落排水事業特別会計を合わせ、前年度より7,164万円減少し54億3,393万円となりました。地方債現在高比率は、前年度より5.9ポイント高く153.7となり、依然として厳しい状況にあることから、慎重かつ適切な対応を望むものであります。

続いて、8月21日に、同じく竹内監査委員とともに、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定に基づき審査に付された令和4年度財政健全化の審査および同法第22条第1項の規定に基づき審査に付された経営健全化の審査を行いました。

審査の結果、健全化判断比率および資金不足比率ならびにその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に算定されているものと認められました。

健全化判断比率については、実質赤字比率および連結実質赤字比率とも、それぞれ赤字額は発生せず、該当なしとなりました。実質公債費比率は、早期健全化基準の25%に対し7.1%であり、また将来負担比率は早期健全化基準の350%に対し31.6%であり、良好な状態にあると認められました。

また、資金不足比率については、実質的な資金不足比率は算定されなく、良好な状態にあると認められました。

基金の運用状況を示す書類の計数は、関係調書と照合しましたところ、運用状況は妥当であると認められました。

積立基金につきましては、目的に沿った用途に応じて、主なものとして財政調整基金4億648万円、社会福祉基金2,323万円、まちづくり基金1,786万円、公共施設等維持管理基金1,402万円を取り崩して、一方、主なものとして財政調整基金1億5,627万円、まちづくり基金8,560万円を積み立てられております。積立基金合計は前年度より2億1,966万円減少し16億1,783万円となり、積立基金現在高比率は前年度より3.7ポイント減少し58.3%となりましたが、今後も総合的かつ計画的な財政運営に努められることを望むところであります。

次に、特別会計における決算収支の実質収支額は1億2,906万円の黒字となっております。積立金残高は前年度より330万円減少し4億7,309万円、地方債残高は前年度に比べ1,982万円減少し3億1,155万円となっております。この中で、国民健康保険、介護保険事業および後期高齢者医療事業会計は、歳入歳出とも、特別会計全体の約96%を占めております。

いずれも県内において高い収納率で、収納事務に対する努力がうかがえます。一方、収入未済額が397万円と前年度より87万円減少しましたが、公平な医療と公平な税負担から、適正な対応による収入未済額の減少により一層努められることを望みます。

また、県内高位の高齢化率であり、今後も特定検診受診率および保健指導の向上、健康づくりの取組、医療費の削減に、積極的な介護予防事業の充実に一層進めていただきますよう望みます。

次に、財産の状況につきましては、公会計制度による町有財産台帳の更新を図り、資産の着実な把握と適正な管理を行うとともに、多賀町公共施設等総合管理計画、学校施設等長寿命化計画に基づき、将来にわたり総合的かつ計画的な管理の推進と日常の維持補修管理に、基金の積立て等、必要な財源の確保に努められますよう望むものであります。

第6次多賀町総合計画および多賀町行政改革大綱につきましては、一部コロナ禍の影響により一部評価を下回るもおおむね成果を上げており、次年度以降も推進、達成に向けて着実に遂行されることを期待いたします。

最後に、条例、規則等に基づき、日々の適正な事務処理とチェック体制の確立を強く求めるとともに、引き続き財政運営の効率化、健全化を図られ、住民福祉の向上により一層のご努力を願うものであります。以上で決算審査の報告を終わります。

○議長（松居亘君） 続いて、「認定第88号 令和4年度多賀町一般会計歳入歳出決算の認定について」のうち、歳入全般の説明を求めます。

岡田会計管理者。

〔会計管理者 岡田伊久人君 登壇〕

○会計管理者（岡田伊久人君） 「認定第88号 令和4年度多賀町一般会計歳入歳出決算の認定について」、ご説明申し上げます。

調製をいたしました決算の中から、各款、または項ごとの主な内容、前年度決算との比較などについてご説明申し上げますので、よろしくお願いたします。

それでは、1ページをご覧ください。

令和4年度一般会計予算総額は66億4,470万4,000円で、歳入決算額は63億8,547万899円となり、前年度と比較して6億9,177万円の増、歳出決算額は56億7,647万8,639円となり、前年度より2億8,545万円の増となりました。歳入歳出差引残額は7億899万2,260円で、繰越財源3億7,770万5,000円を引き、実質収支額は3億3,128万7,260円となりました。

令和4年度は、新型コロナウイルス感染症に対する制限等が解除され、以前の生活が戻りつつあり、経済活動も積極的になり、景気が回復してきた1年となりました。令和4年度におきましては、第6次多賀町総合計画に基づく実施計画や各事業計画に基づき施策を進めてまいりました。

それでは、事項別明細書によりご説明申し上げます。

8ページをお願いいたします。

5款町税の収入済額は17億9,635万3,000円で、前年度比1億1,110万円、6.6%の増収となりました。不能欠損額は38万7,000円、収入未済額は1,068万3,000円、収納率は99.39%でした。

町民税は、経済活動の景気回復とともに、法人税が8,495万1,000円の増となり、町民税全体で8,755万円増の6億3,531万3,000円となりました。

固定資産税は、新型コロナによる中小企業等の課税標準額の特例の終了により、前年度より1,543万円増の10億6,689万6,000円となっております。

軽自動車税は、新規登録台数の増加、たばこ税は売上本数が増えたことにより増収となりました。

9ページ、12款地方消費税交付金から10ページの22款法人事業税交付金までの県税交付金は2億7,265万4,000円で、前年度より300万4,000円の減となりました。

23款地方特例交付金では、個人住民税、自動車税および軽自動車税の減収補填特例交付金で1,318万5,000円を収入しました。

25款地方交付税は15億5,789万4,000円で、普通交付税は12億7,772万8,000円で2,992万円の増加、特別交付税は2億8,016万6,000円で1,319万円の増加となりました。

次に、40款分担金及び負担金と45款使用料及び手数料は、ほぼ前年並みとなりました。

13ページの国庫支出金につきましては6億9,040万7,000円で、6,452万9,000円減少しました。減少は、前年度の子育て世帯等臨時特別給付補助金の皆減などによるものです。令和4年度は、15ページのスマートインターチェンジ上り線整備事業補助金で8,744万6,000円、ワクチン接種体制確保事業補助金として5,445万2,000円、また、16ページの地方創生臨時交付金1億3,298万8,000円、スマートインターチェンジ下り線整備交付金3,844万4,000円などを受け入れました。

県支出金は3億2,889万円で、団体営農地防災事業補助金2,835万8,000円や急傾斜地崩壊対策事業補助金3,678万6,000円等で増となり、8,969万円増加しました。主なものといたしましては、19ページの農林水産業費県補助金のニホンザル個体数調整推進事業補助金334万5,000円、農業用燃料等高騰対策緊急支援補助金221万8,000円、久徳うぐいすこども園建設のためのびわこ材利用促進事業補助金489万8,000円を受け入れました。また、県委託金では、7月10日に執行されました県知事選挙交付金470万6,000円、参議院議員選挙委託金として519万5,000円を収入しました。

22ページの財産収入につきましては、スマートインターチェンジ関連の売払いで前年度より624万円の増となりました。

23ページ、65款寄附金は8,568万4,000円を収入し、うち多賀町まちづくり応援寄附金、ふるさと納税はポータルサイトの拡充や返礼品を充実したことにより大きく増え、4,112件で8,559万1,000円の寄付を頂きました。

70款繰入金は4億6,158万5,000円でした。久徳うぐいすこども園整備事業に充当するため財政調整基金から4億647万7,000円を、公共施設等維持管理基

金から1,402万円、社会福祉基金から2,323万円を繰り入れ、小中学生の医療費助成や新入学生の通学助成事業等を実施しました。

80款諸収入3億3,283万8,000円の主なものは、26ページで、宝くじの社会貢献広報事業として実施されるコミュニティ助成事業110万円を受け入れたほか、スマートインターチェンジ事業に係るNEXCO中日本の負担金530万円、また、27ページの保育所等の施設型給付費は前年度とほぼ同額の1億7,424万4,000円となっております。

85款町債につきましては4億2,242万8,000円で、282万7,000円増加しました。主なものとして、認定こども園整備関係で1億3,530万円、スマートインターチェンジ整備事業で9,960万円、都市公園整備事業で4,450万円などを発行し、臨時財政対策債は8,512万8,000円を発行しました。

自主財源は30億2,846万2,000円で、歳入全体の47.4%、依存財源は33億5,700万9,000円で52.6%となりました。

以上、歳入決算の説明とさせていただきますので、ご審議賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（松居亘君） これより歳入全般についての質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（松居亘君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、歳出全般の説明を求めます。

岡田会計管理者。

〔会計管理者 岡田伊久人君 登壇〕

○会計管理者（岡田伊久人君） 令和4年度多賀町一般会計歳入歳出決算の歳出についてご説明申し上げます。

歳出につきましては、令和4年度はスマートインターチェンジ整備事業、久徳うぐいすこども園整備事業、都市公園整備事業を引き続き実施したほか、森林整備事業支援補助事業などを新たに実施しました。また、新型コロナウイルス感染症関連では、ワクチン接種事業、子育て世帯臨時給付金事業を、電気・ガス等物価高騰対策支援として、物価高騰生活支援給付金事業、住民税非課税世帯臨時特別給付金事業、農業者物価高騰対策緊急支援事業などを実施しました。

それでは、事項別明細書にて歳入と同様、各款また項ごとに主な内容、前年度決算との比較についてご説明申し上げます。

決算書30ページをお願いいたします。

まず、5款の議会費は、支出済額6,837万円で、前年度とほぼ同額となりました。

31ページ、10款総務費は6億5,868万9,000円で、前年度より1億2,500万円の増額となりました。

31ページから33ページの一般管理費では、先ほど歳入でご説明しましたふるさと

納税が大きく増加したことに伴う委託料が増額し、34ページの特別定額給付費では、物価高騰生活支援給付金4,056万円の支給を実施しました。

36ページの財産管理費では、施設の維持管理や庁舎1階トイレ改修工事、エレベーター改修工事を行い5,832万5,000円を支出しました。

39ページの企画費では259万7,000円を支出し、県市町村共同で入札参加資格申請共同受付を開始するとともに、入札事務の公平性、透明性の向上に努めました。

40ページ、集落活動推進費では、歳入でもありましたコミュニティ助成事業で110万円を助成したほか、引き続き自主的な計画に基づく自治活動を支援するため、37集落に対し、まちづくり活動支援交付金を922万5,000円交付し、集落の活性化に向け支援を強化しました。

このほか、43ページから44ページの電子計算費で、6町行政情報システム共同利用料4,779万5,000円やビジネスチャットシステムの共同利用に32万円、電子申請システム、AI議事録システムの導入など、自治体DXの推進に向けた取組を行いました。

44ページの公共交通対策費では、コミュニティバス運行対策として2,481万4,000円を補助金として支出しました。

徴税费では、47ページの評価替え準備のため不動産鑑定委託料に498万7,000円、修正申告等による過年度還付金で341万3,000円を支出しました。

戸籍住民基本台帳費では、49ページの戸籍電算システム改修に609万4,000円を支出しました。

選挙費は、7月10日に参議院議員選挙、滋賀県知事選挙が執行され、また、県議会議員選挙事前準備費用を含め、選挙費全体で1,385万6,000円を支出しました。

次に、54ページの15款民生費では17億6,129万6,000円で、前年度比8,911万9,000円の増となり、歳出全体の31%と最も多くを占めております。

社会福祉費では、56ページの物価高騰対策緊急支援補助金1,046万円を6事業所に給付を行いました。

非課税世帯臨時特別給付費では、新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中で、生活支援のため住民税非課税世帯に対し1世帯当たり10万円を給付しました。また、電力・ガス・食料品等の物価高騰負担の影響を踏まえ、住民税非課税世帯に1世帯当たり5万円を支給し、給付額は4,315万円となりました。

また、57ページでは国民健康保険特別会計へ6,962万6,000円、介護保険事業特別会計へ1億2,122万9,000円を繰り出しております。

60ページ、61ページの障害者自立支援費では、障害者総合支援法に基づき、介護給付費1億5,432万8,000円など自立支援給付のほか、地域生活支援事業を実施し、負担金等を支出しております。

福祉医療助成につきましては、扶助費総額は5,252万円で、昨年から430万円

の減額となりました。小中学生の子育て応援分は1,241万円で、141万円の増額となりました。

次に、63ページの児童福祉費では10億9,164万5,000円を支出しております。

64ページの新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中で、低所得の子育て世帯への子育て世帯生活支援特別給付金を34世帯59人に対し295万円の支給を行いました。保育所費および認定こども園費では5億415万3,000円を支出し、子どもたちが安全安心に園生活を送れるよう施設を維持管理しつつ、新型コロナウイルス感染拡大防止対策を行い運営をしたところです。

71ページの認定こども園建設費では、久徳うぐいすこども園建築費用等3億4,733万6,000円を支出しております。

次に、74ページ衛生費につきましては4億4,575万4,000円で、1,598万5,000円の減額となりました。

保健事業では、75ページ、視覚検査機器に124万円、がん検診委託料では135万円の減、また、78ページのコロナワクチン接種対策費では432万円減の6,610万8,000円を支出しました。

総合福祉保健センター費では、80ページ、ふれあいの郷の老朽化により各設備に不具合が生じていることから、外壁等の修繕や空調設備の更新工事で2,186万3,000円を支出しました。環境衛生費は2億744万円で、前年度より642万9,000円の減額となりました。

82ページのごみ収集業務委託料は142万円増の5,081万7,000円、また、燃えないごみと可燃ごみの処理に係る一部事務組合負担金は379万円減の8,302万2,000円、し尿処理に係る一部事務組合負担金は118万7,000円増の4,933万6,000円となっております。上水道費は、起債償還に係る水道事業会計への繰出金が増加し261万6,000円増の7,522万8,000円となりました。

83ページ、25款農林水産業費は3億1,407万1,000円で、3,279万4,000円増加しました。

農業費では、例年の交付金に加え、86ページの農業従事者を確保するため農業用機械等導入支援事業に10件で1,789万7,000円の補助金を交付するとともに、肥料・燃料価格高騰による農業経営への緩和対策として、137農家に768万6,000円を交付しました。

88ページでは、農業集落排水事業特別会計に5,033万8,000円を繰り出しております。

次ページの鳥獣害防止対策費では、ニホンザルの個体数調整業務委託料として643万円を支出するとともに、集落獣害自営組織育成や小規模農地獣害対策補助等で586万6,000円を交付しました。

90ページからの林業費は1億1,188万4,000円となり、91ページの森林環境学習やまのこ事業を大滝山林組合に委託し、新型コロナ対策を講じながら34校、1,890名の小学4年生の児童を受け入れ、943万8,000円を支出しました。

92ページ、狩猟費では、有害鳥獣駆除事業に793万3,000円、93ページの森林資源循環利用促進費では、町内の新生児出生のお祝いとして、間伐材を利用したお食い初めセットの作成に88万円、地域再生事業では国の地方創生推進交付金を活用し多賀町産木材の活用を中心とした事業に取り組み、人材育成、販売戦略検討などを行い2,217万2,000円を支出しました。

94ページの商工費は3,675万3,000円で、前年度比598万4,000円の減少となりました。住宅リフォーム促進事業補助金を31件、523万9,000円、また、3年ぶりにライトアップ事業を実施し320万円を支出しました。

97ページの土木費につきましては7億2,141万2,000円となりました。

99ページでは、多賀町内事業者12社に除雪を委託するとともに、職員除雪や富之尾区、多賀区、土田区、大岡区の集落除雪の3体制できめ細かな除雪を図り、除雪委託料に2,208万9,000円を支出しました。

101ページでは、通学路の危険箇所の把握に努め、交通安全対策工事に575万3,000円を支出したほか、多賀スマートインターチェンジ整備事業では、用地補償業務を進め、用地購入費、負担金などを含め2億7,982万円を支出しました。

103ページの都市再生整備計画費では9,500万2,000円を支出しました。新たな都市公園整備に向け計画用地取得し、造成工事に着手しました。令和5年度に1億2,044万円を繰り越しております。

消防費は1億7,519万6,000円で、彦根市消防へ委託している常備消防費は1億2,256万9,000円となりました。

106ページでは、集落の可搬式消防ポンプ整備に206万8,000円、大雪による住宅被害に対して、引き続き被災住宅修繕緊急支援事業補助金を1,458万7,000円交付しました。

次に、教育費は7億5,026万8,000円で、6,616万円の増加となりました。

111ページからの小学校費、中学校費ともに、引き続きコロナ対策を実施しながら運営を行いました。光熱水費等の高騰や修繕費が増加したほか、施設面では、多賀小学校の北校舎のトイレ改修、大滝小学校では自動火災報知設備の更新を実施しました。また、中学校では、生徒用自転車置場建替工事を実施し、計画的に音楽備品を購入しました。

122ページの社会教育費では2億5,654万9,000円で、はたちの集いや町民のつどい、ささゆりコンサートなどを開催しました。

127ページの文化財保護費では、文化庁より認定を受けた多賀町文化財保存活用計画に基づき、多賀まちづくりネットワークを立ち上げ、取り組み、129ページ、胡宮

神社社務所庭園保存事業に800万円、町指定文化財修理等補助金を多賀大社、胡宮神社に208万5,000円を支出しました。

131ページのスポーツ公園費では、滝の宮プールサイドのシート張替え修繕に412万円を支出しました。

132ページ、あけぼのパーク多賀管理費では、防火設備に係る非常用バッテリー交換、空調設備修繕工事などを実施しました。

135ページの博物館費では、アケボノゾウ資料作成委託料に603万5,000円を支出しました。

137ページの災害復旧費は、佐目小学校口線の災害復旧事業を行い126万2,000円を支出しました。

公債費は5億148万円で、前年度より1,346万円減少しました。平成13年度発行の減税補てん債、臨時財政対策債、道路事業に係る地方債等の元金償還終了があり減少しました。

諸支出金では2億4,192万8,000円で、1億8,629万円減少しました。財政調整基金に1億5,627万円、まちづくり基金に8,559万6,000円を積み立てました。

予備費からは、251万1,000円を支出しております。

最後に、140ページからの資料について、ご説明申し上げます。

財産に関する調書では、令和4年度に異動がありましたのは、行政財産の公園の土地で、都市公園用地等の1万2,853㎡の増加、その他の施設でごみステーション用地、宅地開発の調整池等1,016㎡増加しております。

141ページの出資による権利につきましては、多賀町下水道事業会計への出資金として5,000万円の出資分が増額となっております。

142ページの商品につきましては、30万円以上の重要物品について年度中の増減を記載しております。

143ページの基金につきましては、先ほど諸支出金のところでご説明申し上げたところですが、令和4年度末基金合計は16億1,783万8,178円となり、前年度より2億1,965万8,000円減少しました。

144ページの地方債につきましては、新規発行債は4億2,242万8,000円で、元金償還額を下回ったため、地方債残高は5,182万円減少して51億2,237万7,000円となりました。

以上、一般会計歳出決算の説明とさせていただきますので、ご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（松居亘君） これより歳出全般についての質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（松居亘君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。認定第88号については、議長を除く11人の委員で構成する決算特別委員会を設置し、これに付託して審査したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松居亘君） 異議なしと認めます。

よって、認定第88号は、11人の委員で構成する決算特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定しました。

お諮りします。ただいま設置されました決算特別委員会の委員の選任については、委員会条例第7条第4項の規定により、お手元の名簿のとおり指名したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松居亘君） 異議なしと認めます。

よって、決算特別委員会の委員はお手元の名簿のとおり選任することに決定しました。暫時休憩します。

この間に、決算特別委員会において、委員会条例第8条第2項の規定により、委員長および副委員長の互選をお願いいたします。なお、その結果を議長まで報告願います。再開は議場の時計で13時50分といたします。

（午後 1時39分 休憩）

（午後 1時47分 再開）

○議長（松居亘君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

ただいま、決算特別委員会の委員長および副委員長の報告がありましたので、発表いたします。

委員長に10番、山口久男議員、副委員長に9番、川添武史議員が選出されました。

なお、決算特別委員会は、別紙の日程表により審査いただき、その経過と結果を議長まで報告願います。

日程第20 「認定第89号 令和4年度多賀町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について」の説明を求めます。

岡田会計管理者。

〔会計管理者 岡田伊久人君 登壇〕

○会計管理者（岡田伊久人君） 「認定第89号 令和4年度多賀町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について」、ご説明申し上げます。

特別会計の決算につきましては、決算書の2をご覧ください。

1ページをお願いします。令和4年度歳入歳出予算総額は8億8,470万円で、歳入決算額は9億3,996万3,161円、歳出決算額は8億6,111万9,278円で、歳入歳出とも前年度より大きく増加しました。歳入歳出差引残額は7,884万3,883円となりました。

それでは、5 ページ、事項別明細書の歳入からご説明申し上げます。

5 款国民健康保険税は1 億4,478 万5,000 円の歳入となり、収納率は現年度分で99.60%となりました。年間の平均世帯数は1,000 世帯、年間平均被保険者数は1,564 人となり、1 人当たりの平均保険税調停額は9 万2,258 円で、前年度より3,539 円減となりました。

25 款の県支出金は、普通調整交付金6 億1,571 万7,000 円や県繰入金2,452 万1,000 円を含む6 億5,475 万7,000 円となりました。

40 款の繰入金6,962 万6,000 円は、保険基盤安定繰入金など一般会計からの繰入金です。

以上が歳入の主なものです。

続きまして、歳出についてご説明申し上げます。

8 ページをお願いいたします。

5 款総務費は1,748 万5,000 円の支出で、人件費や保険税の徴収業務等の事務費に係る経費を支出しました。

9 ページの10 款保険給付費は6 億1,659 万5,000 円で、前年度と比較して1,761 万円の増額となりました。1 人当たりの医療費についても44 万7,100 円で、前年度より1 万4,892 円の増となりました。

11 ページの22 款国民健康保険事業費納付金は、医療給付費、後期高齢者支援金、介護納付金等を滋賀県に支払ったもので、1 億8,888 万8,000 円を支出しました。

12 ページの26 款保健事業費では人間ドック受診補助等行い、重症化予防対策として受診勧奨や健康教室や運動教室などを実施しました。また、健康増進のための滋賀県下が加入する協議会事務局や近江鉄道・バスへの健康推進広告のための事務局を多賀町が担ったことから、保健事業費全体で前年度より1,446 万円増の2,839 万4,000 円となりました。

14 ページ、35 款諸支出金975 万8,000 円は、前年度分県支出金の返還金が主なものでございます。

15 ページの財産に関する調書では、国民健康保険財政調整基金は前年度と同様ゼロです。

この決算につきましては、8 月18 日に開催された多賀町国民健康保険運営協議会で承認されておりますことを申し添えさせていただきます。

以上、説明とさせていただきますので、ご審議賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（松居亘君） これより質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（松居亘君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。認定第89号については、会議規則第39条第1項の規定により、総

務常任委員会に付託して審査したいと思いますですが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松居亘君） 異議なしと認めます。

よって、認定第89号は総務常任委員会に付託することに決定しました。

日程第21 「認定第90号 令和4年度多賀町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について」の説明を求めます。

岡田会計管理者。

〔会計管理者 岡田伊久人君 登壇〕

○会計管理者（岡田伊久人君） 「認定第90号 令和4年度多賀町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について」、ご説明申し上げます。

決算書の16ページをお願いいたします。

歳入歳出予算総額は8億6,171万9,000円で、歳入決算額は8億8,970万3,631円、歳出決算額は8億4,247万1,883円で、歳入歳出差引残額は4,723万1,748円となりました。

それでは、20ページからの事項別明細書の歳入からご説明申し上げます。

5款介護保険料は1億8,164万2,000円で、令和4年度末の被保険者数は65歳以上の第1号被保険者が2,459人で、現年度分の収納率は99.98%となりました。

15款国庫支出金は、介護給付費国庫負担金や調整交付金等で2億408万5,000円となりました。

21ページ、20款支払基金交付金の2億584万6,000円は、主に40歳から64歳までの第2号被保険者2,172人からの保険料を社会保険診療報酬支払基金を通じて収入したものです。

25款の県支出金は先ほどの国庫負担金と同様、介護給付費県負担金等で1億2,854万4,000円となっております。

22ページ、30款繰入金1億2,118万9,000円は、介護給付費や事務費など一般会計から繰り入れたものでございます。

歳入についての主なものは以上でございます。

続きまして、歳出についてご説明申し上げます。

24ページをお願いいたします。5款総務費では、主に人件費と事業計画改定業務委託料など1,282万3,000円を支出しました。

26ページ、10款介護給付費は、歳出全体の9割近くを占める7億4,777万7,000円となりました。令和4年度は新型コロナウイルスの影響によるサービスの利用控えが緩和され、前年度より給付費は増加しました。

28ページの多賀町独自の給付である市町村特別給付、紙おむつ購入費支給事業は392万円となりました。

29 ページ、17 款地域支援事業費は、ひきこもり等による状態の悪化にならないよう、新型コロナウイルス対策を講じて事業を実施し、3,897万6,000円の支出となりました。

32 ページ、20 款基金積立金では、576万2,000円を介護保険給付費準備基金積立金に積み立てました。

25 款諸支出金3,713万4,000円は、過年度の返還金として支出したものです。

34 ページ、財産に関する調書では、介護保険給付準備基金に576万2,068円を積み立て、令和4年度末現在高は9,045万1,780円となりました。

以上、説明とさせていただきますので、ご審議賜りますようお願いいたします。

○議長（松居亘君） これより質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（松居亘君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。認定第90号については、会議規則第39条第1項の規定により、総務常任委員会に付託して審査したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松居亘君） 異議なしと認めます。

よって、認定第90号は総務常任委員会に付託することに決定しました。

日程第22 「認定第91号 令和4年度多賀町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について」の説明を求めます。

岡田会計管理者。

〔会計管理者 岡田伊久人君 登壇〕

○会計管理者（岡田伊久人君） 「認定第91号 令和4年度多賀町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について」、ご説明申し上げます。

決算書の35ページをご覧ください。

歳入歳出予算総額は1億1,271万2,000円で、歳入決算額は1億1,351万7,941円、歳出決算額は1億1,196万4,592円となり、歳入歳出差引残額は155万3,349円となりました。

それでは、39ページからの事項別明細書の歳入からご説明申し上げます。

まず、令和4年度における年間平均被保険者数は1,337人で、うち65歳以上75歳未満で一定の障がいの状態にある方は5人となっております。

歳入の主なものは、5 款の後期高齢者医療保険料の8,255万5,000円で、現年分収納率は100%となりました。また、15 款繰入金では、一般会計より事務費や基盤安定繰入金として2,919万8,000円を繰り入れました。

続きまして、歳出のご説明を申し上げます。

41 ページをお願いいたします。5 款総務費は、職員1名分の給与や徴収等の事務的

経費として641万1,000円を支出しました。

10款後期高齢者医療広域連合納付金は、徴収した保険料と一般会計から繰り入れた財政基盤安定分を合わせまして1億551万3,000円を広域連合へ納付したものでございます。

また、令和4年度の医療費の総額は11億5,827万円で、前年より3.5%の増、1人当たりの医療費は86万6,322円で、前年より2.1%の増となりました。

以上で説明とさせていただきますので、ご審議賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（松居亘君） これより質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（松居亘君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。認定第91号については、会議規則第39条第1項の規定により、総務常任委員会に付託して審査したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松居亘君） 異議なしと認めます。

よって、認定第91号は総務常任委員会に付託することに決定しました。

日程第23 「認定第92号 令和4年度多賀町育英事業特別会計歳入歳出決算の認定について」の説明を求めます。

岡田会計管理者。

〔会計管理者 岡田伊久人君 登壇〕

○会計管理者（岡田伊久人君） 「認定第92号 令和4年度多賀町育英事業特別会計歳入歳出決算の認定について」、ご説明申し上げます。

決算書の44ページをお願いいたします。

令和4年度の歳入歳出予算総額は386万5,000円、歳入決算額は284万7,056円で、歳出決算額は284万5,369円で、26万円の減となり、歳入歳出差引残額は1,687円となりました。

それでは、48ページの事項別明細書をお願いいたします。

まず、令和4年度の給付対象者は、高校生7名、専門学生1名、短大生1名、大学生11名の合計20名でございます。

歳入の主なものは繰入金で、育英基金から282万4,000円を繰り入れ、事業に充当しております。

続きまして、49ページの歳出ですが、総務費では、運営委員会の経費7万3,000円と奨学資金給付費277万2,000円の支出となりました。

50ページの財産に関する調書にありますとおり、育英基金の決算年度末現在高は3,747万8,000円となりました。

以上、説明とさせていただきますので、ご審議賜りますようよろしくお願い申し上げます。

ます。

○議長（松居亘君） これより質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（松居亘君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより、「認定第92号 令和4年度多賀町育英事業特別会計歳入歳出決算の認定について」の討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（松居亘君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより採決を行います。

「認定第92号 令和4年度多賀町育英事業特別会計歳入歳出決算の認定について」は、認定することに賛成の方はご起立願います。

〔起立全員〕

○議長（松居亘君） 起立全員であります。よって、認定第92号は認定することに決定しました。

日程第24 「認定第93号 令和4年度多賀町多賀財産区管理会特別会計歳入歳出決算の認定について」および日程第25 「認定第94号 令和4年度多賀町大滝財産区管理会特別会計歳入歳出決算の認定について」ならびに日程第26 「認定第95号 令和4年度多賀町霊仙財産区管理会特別会計歳入歳出決算の認定について」を一括して説明を求めます。

岡田会計管理者。

〔会計管理者 岡田伊久人君 登壇〕

○会計管理者（岡田伊久人君） まず最初に「認定第93号 令和4年度多賀町多賀財産区管理会特別会計歳入歳出決算の認定について」、ご説明申し上げます。

決算書の51ページをお願いいたします。

歳入歳出予算総額は13万5,000円で、歳入決算額は7万9,898円、歳出決算額は6万1,550円となり、歳入歳出差引残額は1万8,348円となりました。

それでは、55ページをお願いいたします。

歳入は、基金利子64円、繰越金は1万9,834円、基金からの繰入金6万円でございます。

56ページの歳出では、議会費で委員報酬を5万5,000円、10款総務費では借地料7,000円を支出しております。

57ページ、財産に関する調書で、当財産区では、前年度と同様、四手と栗栖に山林2万1,467㎡を地上権設定し、管理しております。

基金の令和4年度末現在高は307万4,000円でございます。

次に、「認定第94号 令和4年度多賀町大滝財産区管理会特別会計歳入歳出決算の認定について」、ご説明申し上げます。

58ページをお願いします。

歳入歳出予算総額は122万6,000円で、歳入決算額は66万4,510円、歳出決算額は19万1,280円となり、歳入歳出差引残額は47万3,230円となりました。

それでは、62ページをお願いします。

歳入の主なものは、前年度繰越金66万4,000円でございます。

次ページの歳出では、議会費で委員報酬7万7,000円の支出、総務費で報償費7万7,000円や山林の借地料2万1,000円を支出しました。

64ページにありますように、当財産区は萱原と佐目に山林53万1,811㎡を地上権設定し、管理しております。びわこ東部森林組合への出資金は23万8,000円で、基金については繰入れ等はなく、令和4年度末現在高は1,159万円となっております。

続きまして、「認定第95号 令和4年度多賀町霊仙財産区管理会特別会計歳入歳出決算の認定について」、ご説明申し上げます。

65ページをお願いいたします。

歳入歳出予算総額は13万2,000円で、歳入決算額は17万4,158円、歳出決算額は5万5,000円となり、歳入歳出差引残額は11万9,158円となりました。

69ページをお願いいたします。

歳入につきましては、繰越金11万9,000円でございます。

次ページの歳出につきましては、総務費より、5人の委員報酬5万5,000円を支出しております。

71ページにありますように、当財産区は208万2,643㎡の山林を所有し、管理しております。びわこ東部森林組合への出資金は6万3,000円です。

なお、いずれの財産区の決算につきましても、それぞれの財産区管理会で同意を頂いておりますことを申し添えさせていただきます。

以上、説明とさせていただきますので、ご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（松居亘君） これより3案についての質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（松居亘君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより、「認定第93号 令和4年度多賀町多賀財産区管理会特別会計歳入歳出決算の認定について」の討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（松居亘君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより採決を行います。

「認定第93号 令和4年度多賀町多賀財産区管理会特別会計歳入歳出決算の認定について」は、認定することに賛成の方はご起立願います。

〔起立全員〕

○議長（松居亘君） 起立全員であります。よって、認定第93号は認定することに決定しました。

次に、「認定第94号 令和4年度多賀町大滝財産区管理会特別会計歳入歳出決算の認定について」の討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（松居亘君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより採決を行います。

「認定第94号 令和4年度多賀町大滝財産区管理会特別会計歳入歳出決算の認定について」は、認定することに賛成の方はご起立願います。

〔起立全員〕

○議長（松居亘君） 起立全員であります。よって、認定第94号は認定することに決定しました。

次に、「認定第95号 令和4年度多賀町霊仙財産区管理会特別会計歳入歳出決算の認定について」の討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（松居亘君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより採決を行います。

「認定第95号 令和4年度多賀町霊仙財産区管理会特別会計歳入歳出決算の認定について」は、認定することに賛成の方はご起立願います。

〔起立全員〕

○議長（松居亘君） 起立全員であります。よって、認定第95号は認定することに決定しました。

日程第27 「認定第96号 令和4年度びわ湖東部中核工業団地公共緑地維持管理特別会計歳入歳出決算の認定について」の説明を求めます。

岡田会計管理者。

〔会計管理者 岡田伊久人君 登壇〕

○会計管理者（岡田伊久人君） 「認定第96号 令和4年度びわ湖東部中核工業団地公共緑地維持管理特別会計歳入歳出決算の認定について」、ご説明申し上げます。

決算書72ページをお願いいたします。

歳入歳出予算総額は726万7,000円で、歳入決算額は671万1,932円、歳出決算額は621万1,018円で、歳入歳出差引残額は50万914円となりました。それでは、76ページの事項別明細書によりご説明申し上げます。

5款の財産収入は基金利子3万円、15款繰入金は618万1,000円を基金から繰り入れました。

前年度からの繰越金は50万円でございます。

続きまして、歳出についてご説明申し上げます。

77ページをお願いいたします。

5款総務費の621万1,000円は、主にびわ湖東部中核工業団地内の道路の草刈りおよび樹木剪定作業の委託料、街路灯の修繕を行ったものでございます。

78ページの基金ですが、年度中に618万1,000円を繰り入れ、令和4年度末現在高は3億3,050万3,116円となっております。

以上、説明とさせていただきますので、ご審議賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（松居亘君） これより質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（松居亘君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。認定第96号については、会議規則第39条第1項の規定により、産業建設常任委員会に付託して審査したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松居亘君） 異議なしと認めます。

よって、認定第96号は産業建設常任委員会に付託することに決定しました。

日程第28 「認定第97号 令和4年度多賀町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について」の説明を求めます。

岡田会計管理者。

〔会計管理者 岡田伊久人君 登壇〕

○会計管理者（岡田伊久人君） 「認定第97号 令和4年度多賀町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について」、ご説明申し上げます。

決算書の79ページをご覧ください。

歳入歳出予算総額は7,254万3,000円で、歳入決算額は6,898万8,301円、歳出決算額は6,661万7,429円で、歳入歳出差引残額は237万872円となりました。

令和4年度末現在で処理区域人口は430人で人口普及率は5.8%、水洗化人口は322人で、水洗化率は74.9%となりました。

それでは、83ページをお願いいたします。

歳入につきましては、県から高度処理維持管理事業補助金52万円や農山漁村地域整備交付金635万円、また、一般会計から5,034万円を繰り入れました。

40款では、農業集落排水使用料として484万円を収入しました。

続きまして、歳出についてご説明申し上げます。

85ページをお願いいたします。

5款総務費651万4,000円は、主に職員の人件費でございます。

10款事業費は、施設の維持管理費、処理施設の点検費用などに3,118万1,000

0円を支出しました。

86ページ、公債費は、元金2,222万円と利子670万1,000円の計2,892万2,000円を償還しました。

88ページ、地方債につきましては、令和4年度末現在高は3億1,155万351円でございます。

地方債の下に一般会計繰入金の用途を記載しておりますので、ご確認ください。

以上、説明とさせていただきますので、ご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（松居亘君） これより質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（松居亘君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。認定第97号については、会議規則第39条第1項の規定により、産業建設常任委員会に付託して審査したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松居亘君） 異議なしと認めます。

よって、認定第97号は産業建設常任委員会に付託することに決定しました。

○議長（松居亘君） 日程第29 「認定第98号 多賀町水道事業会計の利益の処分および令和4年度決算の認定について」および日程第30 「認定第99号 令和4年度多賀町下水道事業会計決算の認定について」の2案を一括議題とします。

初めに、代表監査委員寺西久和氏より、決算審査の結果の報告を求めます。

寺西監査委員。

〔監査委員 寺西久和君 登壇〕

○監査委員（寺西久和君） 令和4年度水道事業会計、下水道事業会計の決算を審査しました結果についてご報告いたします。

8月8日に、竹内監査委員とともに、地方公営企業法第30条第2項の規定に基づき審査に付されました令和4年度の水道事業会計、下水道事業会計決算について監査を実施しました。

令和4年度の決算報告書、財務諸表、事業報告書および付属明細書について、関係法令に準拠して作成されているか、事業の経営成績および財政状況を適正に表示しているか、関係帳簿および関係書類との照合等、通常実施すべき審査を実施しました。

審査の結果、決算の計数等に誤りはなく、事業の経営成績および財政状況を適正に表示しているものと認められました。なお、審査結果につきましては、町長宛決算審査意見書を提出しております。

それでは、まず水道事業会計ですが、経営状況については損失収支においても6,961万円の当年度純利益となっております。これは、事業所の使用水量が増加した影響

により使用料収入が増加した、また企業債の元利償還金が増加に伴い、他会計補助金の増加したことが要因となっております。

給水人口は前年度に比べ75人、1%減少し、給水戸数は17戸、0.5%増加し、配水量は前年に比べ、1か月は平均1%、1日平均、年間とも1.4%増加し、事業所の使用水量が増加したことで、有収水量は昨年度に比べ3万6,963万^m、2.7%増加し、有収率も前年度に比べ1.3%増加し、84.2%となっております。

引き続き、老朽管の更新や速やかな漏水調査の実施、発見、修繕を行い、有収率の向上に努められることを望みます。

次に、財政状態については、財務の短期流動性を示す流動比率は、前年度および類似団体全国平均より上回っております。これは、純利益が増加したことで、流動資産の現金預金が増加したことが大きな要因であります。

財務の長期健全性を示す自己資本構成比率は前年度より上回り、改善しましたが、類似団体全国平均を下回っており、今後もより一層の経営改善に取り組む必要があります。

固定資産対長期資本比率は、前年度および類似団体全国平均より下回り、施設改良等を抑制していることから、減少傾向であります。

次に、施設の利用状況については、施設利用率は前年度および水道事業経営指標を上回っております。負荷率は前年度より下回り、水道事業経営指標よりは上回っております。最大稼働率は前年度および水道事業経営指標を上回っており、最大稼働率が低いことは過剰投資を示し、100%に近いと安定した給水に問題があることを示しています。

続いて、8月21日に、竹内監査委員とともに、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定に基づき審査に付された経営健全化の審査をしました。

審査の結果、実質的な資金不足比率は算定されなく、良好な状態にあると認められます。

供給単価と給水原価については、給水原価が昨年度より約8円高くなり、給水原価と供給単価の差が約17円に広がり、以前のように給水原価が高い状況にあります。水道使用料の滞納額について、引き続き、より一層の収納率の向上、給水収益の増収に努められたく望むものであります。

今後も老朽化による施設整備や維持管理に多額の費用が必要となり、企業債の借入れ、元金償還額も増加が予想され、水道事業の経営は依然として厳しい状況が続くと予想されますので、より慎重かつ適切な資金の運用に努められることを望みます。

さらに、多賀町水道ビジョンと多賀町水道事業基本計画に基づき、引き続き効率的な施設整備や維持管理経費の削減に努められ、健全な経営の持続に向けた取組を進めるとともに、安全、良質、安定した水の供給をお願いするものであります。

次に、下水道事業会計ですが、令和2年4月1日から地方公営企業法の財務規定等を適用し、公営企業会計方式に移行しております。

経営状況については、損失収支において1,103万円の当年度純利益となっております。

ます。

財務の短期流動性を示す流動比率は前年度より上回り、類似団体全国平均より下回っております。これは、損益勘定留保資金の補てん財源の余剰、純利益が生じたことによる現金預金の増加が未払金の支払いによる現金預金の減少額を上回ったことが要因であります。

財務の長期健全性を示す自己資本構成比率は前年度を上回り、類似団体全国平均は下回っております。

固定資産対長期資本比率は新たな施設整備も少なく、前年度と同程度で、類似団体全国平均を上回っております。

次に、業務実績については、処理区域内人口は前年度に比べ35人、0.5%減少し、普及率は前年度に比べ0.4%増加し、90.6%となっております。

処理区域内水洗化人口は前年度に比べ25人、0.4%減少し、水洗化率は前年度に比べ0.1%増加し、95.7%となっております。これは、住宅団地の開発に伴い住宅の建築が増加していることによるものです。

次に、有収水量は、事業所の使用水量が増加したことで、前年度に比べ10万2,839^m、7.7%増加し、有収率も前年度に比べ1.7%増加し、85.4%となっております。

続いて、8月21日に、竹内監査委員とともに、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定に基づき審査に付された経営健全化の審査をしました。

審査の結果、実質的な資金不足比率は算定されなく、良好な状態にあると認められます。

下水道使用料の滞納額について、引き続き、より一層の収納率の向上、使用料の増収に努められることを望むものであります。

今後も施設整備に要する企業債の借入れや企業債償還があり、依然として厳しい状況が続くと予想されますので、より慎重かつ適切な資金の運用に努められることを望みます。

多賀町公共下水道ストックマネジメント実施方針に基づき、引き続き効率的な施設整備や維持管理経費の削減に努められ、健全な経営の持続により一層取り組まれることを願います。

以上で決算審査の報告を終わります。

○議長（松居巨君） 続いて、「認定第98号 多賀町水道事業会計の利益の処分および令和4年度決算の認定について」の説明を求めます。

藤本地域整備課長。

〔地域整備課長 藤本一之君 登壇〕

○地域整備課長（藤本一之君） 「認定第98号 多賀町水道事業会計の利益の処分および令和4年度決算の認定について」、ご説明申し上げます。

多賀町水道事業会計の利益の処分および令和4年度決算につきましては、地方公営企業法第32条第2項の規定に基づき、多賀町水道事業会計の利益の処分について、議会の議決をお願いするとともに、令和4年度会計決算は、同法第30条第4項の規定に基づき認定をお願いするものでございます。

決算書90ページをお願いいたします。

経理状況について、水道事業収益は4億583万9,000円で、前年度に対し1,794万7,000円の増となり、水道事業費用は3億3,147万円で、前年度に対し2,276万3,000円の増となっております。

91ページの資本的収入は3,704万8,000円で、前年度に対し639万9,000円の増となっております。資本的支出は1億6,366万7,000円で、前年度に対し520万8,000円の減となっております。なお、資本的支出に対する不足額1億2,661万9,000円は、消費税資本的収支調整額および損益勘定留保資金で補てんをいたしました。

決算書92ページをお願いいたします。右の表の水道事業損益計算書では、下から4行目の当年度純利益に記載のとおり、6,961万2,000円の黒字となっております。

それでは、次に、収益費用明細書により、主なものを説明させていただきます。

決算書97ページをお願いいたします。

収益的収支につきましては、損益計算書と整合させるため、税抜き額でのご説明とさせていただきますので、説明欄左の列の金額をご確認願います。

収益的収入の水道事業収益の主なものとしまして、1項1目給水収益では、上水道使用料が2億4,648万3,000円となり、前年度に対し653万9,000円の増となっております。

2項2目他会計補助金では、企業債の償還に充当するため、一般会計から7,522万8,000円を繰り入れ、5目長期前受金戻入では、繰延収益を収益化した額3,954万9,000円を計上いたしました。

98ページの収益的支出では、水道事業費用の主なものとしまして、1項1目原水及び浄水費では、浄水処理設備等の保守点検や原水水質検査、取水および送水ポンプの動力費など、各施設を安定して稼働させるため5,731万1,000円の支出となり、前年度に対し1,581万3,000円の増となりました。

決算書100ページをお願いいたします。

5目減価償却費では、建物、構築物、機械および装置などの固定資産減価償却費用が1億6,700万5,000円となり、前年度に対し93万9,000円の減となっております。

101ページをお願いいたします。

資本的収支につきましては、明細書の右から3列目の税込み額でご説明をさせていただきます。

資本的収入の主なものとしまして、5項1目企業債では、配水管の布設替事業等に充当するため3,000万円の借入れを行っております。

102ページの資本的支出としまして、1項1目水道改良費では、107ページに記載のとおり、楯崎地区配水管布設替工事や多賀地区配水管布設替工事など全3件の工事請負費のほか、次年度の工事予定箇所に対する設計業務への委託料など、合わせて4,946万2,000円を支出し、前年度に対し1,204万5,000円の減となっております。2項1目企業債償還金では、施設整備等で借入れしたものを合わせて1億1,420万5,000円の元金償還を行い、決算書110ページに記載のとおり、新たに3,000万円を借り入れた結果、令和4年度末残高としましては26億1,427万5,186円となっております。

決算書113ページをお願いいたします。

未処分利益剰余金の処分につきまして、令和4年度の純利益を積み増した結果、未処分利益剰余金は16億4,120万8,593円となり、このうち、建設改良積立金へ5,000万円を処分し、繰越利益剰余金を15億9,120万8,593円とするもので、議会の議決によって処分をお願いするものでございます。

以上、説明とさせていただきますので、よろしくご審議いただきますようお願い申し上げます。

○議長（松居亘君） これより質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（松居亘君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。認定第98号については、会議規則第39条第1項の規定により、産業建設常任委員会に付託して審査したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松居亘君） 異議なしと認めます。

よって、認定第98号は産業建設常任委員会に付託することに決定しました。

日程第30 「認定第99号 令和4年度多賀町下水道事業会計決算の認定について」の説明を求めます。

藤本地域整備課長。

〔地域整備課長 藤本一之君 登壇〕

○地域整備課長（藤本一之君） 「認定第99号 令和4年度多賀町下水道事業会計決算の認定について」、ご説明を申し上げます。

令和4年度下水道事業会計決算につきまして、地方公営企業法第30条第4項の規定に基づき議会の認定をお願いするものでございます。

それでは、下水道事業会計の決算概要についてご説明いたします。

決算書115ページをお願いいたします。

収益的収入の下水道事業収益は4億530万円で、前年度に対し1,452万4,000

0円の増となり、収益的支出の下水道事業費用は3億9,218万8,000円で、前年度に対し973万8,000円の増となっております。

116ページの資本的収入は1億3,319万2,000円で、前年度に対し1,510万6,000円の減となっております。資本的支出は2億5,385万8,000円で、前年度に対し1,366万4,000円の減となりました。なお、資本的支出に対する不足額1億2,066万6,000円は、消費税資本的収支調整額および損益勘定留保資金で補てんをしております。

決算書117ページをお願いいたします。

右の表の下水道事業損益計算書では、下から4行目の当年度純利益に記載のとおり、1,103万円の黒字となっております。

それでは次に、収益費用明細書により、主なものを説明させていただきます。

決算書122ページをお願いいたします。

収益的収支につきましては、損益計算書と整合させるため、税抜き額でのご説明とさせていただきますので、説明欄左の列の金額をご確認ください。

収益的収入の下水道事業収益としまして、1項1目下水道使用料では2億4,835万9,000円となり、前年度に対し2,235万円の増となりました。

2項2目他会計補助金では、収益的支出に係る一般会計からの繰入金4,100万円となり、前年度に対し1,141万1,000円の減となっております。

4目長期前受金戻入につきましては、繰延収益の収益化として8,189万円を収益化いたしました。

決算書123ページをお願いいたします。

収益的支出の下水道事業費用としまして、1項1目管渠費では、下水道管渠およびマンホールポンプに係る維持管理費用としまして2,124万6,000円を支出し、前年度に対し533万4,000円の増となっております。

決算書124ページの3目流域下水道維持管理負担金では、汚水処理に係る負担金としまして、一般排水61.6円、特定排水69.1円を1㎡当たり単価としまして9,699万9,000円を支出し、前年度より472万4,000円の増となっております。

決算書125ページをお願いいたします。

4目減価償却費では、有形固定資産1億8,380万4,000円、無形固定資産2,144万3,000円を費用化いたしております。

決算書126ページをお願いいたします。

資本的収支明細書により、主なものを説明させていただきます。資本的収支につきましては、明細書の右から3列目の税込み額でご確認をお願いいたします。

資本的収入では、第1項1目企業債につきましては、中川原地区雨水排水整備事業に係る企業債、流域下水道建設費負担金に係る企業債、資本費平準化債の合計7,750万円を新たに借り入れております。

2項1目他会計出資金につきましては、資本的支出に対する繰入金としまして5,000万円を一般会計から繰り入れております。

決算書127ページをお願いいたします。

資本的支出では、第1項2目管渠整備事業につきまして、中川原地区雨水排水整備に対する工事請負費1,033万7,000円を支出いたしました。

3目流域下水道建設費負担金につきましては、前年度に対し634万5,000円減の1,256万3,000円を支出しております。

第2項1目企業債償還金では2億3,007万円の元金償還を行い、132ページに記載のとおり、期末残高21億5,841万7,736円となっております。

決算書136ページをお願いいたします。

未処分利益剰余金の処分につきまして、令和4年度の純利益を積み増した結果、未処分利益剰余金は2,998万4,056円となり、多賀町下水道事業の剰余金の処分等に関する条例第2条第1項第1号の規定に基づき、減債積立金へ100万円を積み立て、繰越利益剰余金を2,898万4,056円とするものでございます。

以上、説明とさせていただきますので、よろしくご審議いただきますようお願い申し上げます。

○議長（松居亘君） これより質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（松居亘君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。認定第99号については、会議規則第39条第1項の規定により、産業建設常任委員会に付託して審査したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松居亘君） 異議なしと認めます。

よって、認定第99号は産業建設常任委員会に付託することに決定しました。

○議長（松居亘君） 日程第31 「請願第4号 現行の健康保険証を残すことを求める請願」を議題とします。

本請願について、紹介議員の山口久男議員より、請願趣旨の説明を求めます。

10番、山口久男議員。

〔紹介議員 山口久男君 登壇〕

○10番（山口久男君） 「請願第4号 現行の健康保険証を残すことを求める請願」について、紹介議員として趣旨説明を行います。

政府は、マイナ保険証をめぐるトラブルが続く中、来年2024年秋に現行の健康保険証を廃止するとしています。しかし、法律上はマイナンバーカードの取得はあくまでも任意であり、国民への強制は行われるべきではありません。現在進められている健康保険証とマイナンバーカードの一本化は、マイナンバーカードを持たない人が公的保険

診療から遠ざけられる結果となりかねず、国民皆保険制度で守られている国民の命と健康が脅かされる状況です。特に、健康保険証の廃止は高齢者、障がい者など社会的弱者や困難を抱えている人々を医療から遠ざけることになりかねません。誤登録や情報漏えい、資格無効と表示される等、マイナンバーカードでの受診によるトラブルが続出し、多くの患者、国民が不安を抱えております。

任意であるマイナンバーカードと健康保険証の一本化の強制はやめて、現行の健康保険証の存続を求める請願の内容であります。

なお、8月21日、滋賀県で開業または勤務する医師、歯科医師700人が加入されている滋賀県保険医協会からも、同様の健康保険証の存続を求める意見書採択のお願いの陳情が多賀町にも出されております。

その中でも言われておりますように、マイナンバーカードによるトラブルが頻発している。医療機関では、設置されたカードリーダーにマイナ保険証を置いても資格なしなどのエラーが出てくるケースが増加している。滋賀県保険医協会が実施されたアンケート調査で、回答の6割に該当なしなどのトラブルがあったと回答されています。また、マイナンバーカードに他人の情報がひもづけされていたケースも報告されています。患者さんが現行の健康保険証も持参していた場合は本人確認できたが、健康保険証がなければ10割負担となった事例も数十件あったと言われています。

国民がいつでもどこでも安心して医療が受けられるよう、健康保険証の廃止を行わず、現行の健康保険証を存続し、国・政府に対し意見書の提出を求める内容のものであります。

議員各位の賛同をお願い申し上げ、本請願の趣旨説明といたします。

○議長（松居亘君） 請願第4号については、会議規則第92条第1項の規定により、総務常任委員会に付託することにします。

○議長（松居亘君） これで本日の議事日程は全て終了いたしました。

明日からの日程につきましては、別紙の会期日程表のとおり進めていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

なお、再開は9月6日午前9時30分とし、一般質問を行います。

長時間にわたってご審議いただき、誠にありがとうございました。

本日はこれで散会いたします。

（午後 2時52分 散会）

多賀町議会会議規則第127条の規定により下記に署名する。

多賀町議会議長 松 居 亘

多賀町議会議員 川 岸 真 喜

多賀町議会議員 木 下 茂 樹